

平成20年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成20年11月26日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時57分閉議

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成19年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成19年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成19年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（19名）

委員 池田 亨 君

副委員長 井上 久嗣 君

委員 小池 浩美 君

委員 平野 洋一 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 山田 道行 君

委員 斉藤 昇 君

委員 牧野 勇司 君

委員 中村 稔 君

委員 岡田 久俊 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 丹 正 臣 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 遠山 昭二 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 田宮 正秋 君

委員長 山居 忠彰 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 神田 壽昭 君

欠席委員（1名）

委 員 粥 川 章 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君
議 会 事 務 局 幹 事	浅 利 知 充 君
議 会 事 務 局 主 事	岡 村 慎 哉 君

議 会 事 務 局 長	藤 田 功 君
議 会 事 務 局 幹 事	中 井 聖 子 君

(午前10時00分開議)

副委員長(井上久嗣君) ただいまの出席委員は18名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(井上久嗣君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

なお、粥川 章委員から欠席、山居忠彰委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(井上久嗣君) それでは、25日に引き続き総括質問を行います。

齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) 通告に従って総括質問を行いたいと思います。

初めに、建設業退職金共済制度についてであります。

公共事業も非常に少なくなって、業界、あるいはまたそこに働く人たちの仕事も非常に目減りをしている。本州に出稼ぎに行くにも、本州自身も仕事が少なくなっているという中で、季節労働者の生活の厳しさは非常に大きいものがある。また、全国的には、大企業のトヨタを初めとする大企業が雇いどめを行ったり、史上空前の解雇が行われる中で、雇用のルールを求めて、私ども共産党は奮闘しているところでありますけれども、本当にこれから首切りされた働く人々の生活はどうなっていくのか、そして、それは今度は所得に関係して、物を買うにも買えない状態が続いてくる。日本の世の中全体が暗い影を落としていくのではないかと、そう危惧されるきょうこのごろであります。

建設業の退職金共済制度についても、相当長くの間取り上げてまいりましたけれども、古くて新しい問題として私どもに寄せられるのは、依然として公共事業についても証紙が張られない場合が多々あるという訴えでございます。

私どもは、土別市は随分と改善もされてきたから、市役所に行って、この事業で働いたんだけれども、証紙が張られていない、そういう訴えを働いている人自身がすべきではないですかという助言もするわけだけれども、やはり春から秋までの雇用期間、そして秋には解雇されるという状況の中で、なかなかそのことを大きな声で言えない、そういう事態もあるわけであります。

そこで、元請や下請ですね、こういうところから、特に元請から下請に対する証紙の貼付状況、工事の件数と下請の件数も含めてお聞かせいただきたいと思えます。

副委員長(井上久嗣君) 富田建設水道部次長。

建設水道部次長(富田 強君) お答えいたします。

建設業退職金共済制度、いわゆる建退共の関係、貼付の状況でありますけれども、平成19年度におきます工事件数145件でありまして、そのうちの下請数が111件となっております。元請から下請に対する証紙につきましては、土別市発注工事に係る元請及び下請適正化に関する取扱要綱で工事に係る指導を行っております。

その中で、元請には下請に対して必要となる証紙を一括購入する、あるいは現物交付が困難な場合には、共済掛金相当額を下請代金に算入するという事で、その要綱の遵守に努めているところであります。

そこで、証紙の貼付実績でありますけれども、元請人の貼付が7,720枚、下請人の貼付が2,561枚でありまして、下請に算入している算入額で下請が貼付している貼付数が1,349枚となっており、合計1万1,630枚となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 現物による交付をすること、これが第一番に明記されているんだけど、ただし、必要となる枚数、これは一括購入して、下請に渡せと、こう言っているんだけど、現物交付が困難な場合は、相当額を下請工事の代金に算入することと、こう言っているんだけど、現物交付が困難な場合というのはどんな場合を言うんでしょうか。そして、実際に現物給付が困難な場合というのは、19年度ではどのぐらいあったと把握していらっしゃるんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 工事に関しましては、それぞれのある程度人数につきまして予測して、現物給付ということになるわけでありまして、その予想が難しいような場合には、一定の算式をもちまして、その算入率で下請金額の中に算入するものであります。

その件数につきましては、ちょっと今、手元に資料はないんですけども、一応その貼付につきましては、先ほど申し上げましたように、1,349枚使用しているという中身でございます。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 結局はあれですね。現物交付が困難な場合というのはどんな場合かというのは、把握してないということだね。今の説明では、何を答弁されたのか、本人もわかっていらっしゃるのではないかと思うようなことであります。

そういうようなことも、やはり今後、調査をしながら、元請から下請に確実にやっているかどうかということもきちんとしていただきたいと思うんであります。

そこで、19年度の契約金額と、それに対する証紙の購入枚数とその実績、金額、これについてお知らせをいただきたいと思います。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） それでは、平成19年度の契約金額、あるいはそれに対する購入枚数について申し上げたいと思います。

工事契約金額につきましては、12億4,868万1,000円でありまして、証紙の購入枚数につきましては、1万4,783枚となっております。

また、土別市環境整備事業協同組合の冬季除雪の分でありますけれども、これに係る工事契約につきましては、2億2,318万8,000円でありまして、証紙購入枚数は2,997枚であります。

それで、この証紙の使用実績でありますけれども、一般工事関係では使用枚数が1,630枚、除雪関係工事では使用枚数が2,716枚となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、冬季の除雪部分にかかわる工事の契約でありますけれども、これは証紙の購入枚数が2,997枚、そして貼付実績が2,716枚、こう答弁されているけれども、1,630枚、これは購入枚数のほうは1,630枚多い、こうなっておりますけれども、それでいてですよ、使用率が90.62%だと、こう言うんだけれども、1,630枚の余った分というのはどういうふうになっているのかということ、これは随分非常に多い枚数を買っているようだけれども、単純に考えても、100何%になるわけでしょう。90.6%でないでしょう。これはどういうふう判断したらいいんですか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 今の御質問は、除雪の關係に係る分かと思えますけれども、除雪に係る証紙購入枚数は2,997枚でありまして、そこで使われた枚数につきましては2,716枚ということで、この比率が90.62%になるというものでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 結局、それは前にも答弁したとおりなんだ。そこが、だからおかしいんでないかと。特にですよ、2,997枚が購入されていて、2,716枚しか張られていないと。だから、枚数でいえば281枚だね、281枚が多く購入されているということですよ。失礼しました。除雪関係はね。そうすると、こういう残った証紙というのは、どういうふう活用されていくのかということなんですよ。それは、きちっと、目安で買うわけだから、余る場合もあったり、足りない場合、これはどういうふうにするのかということ。余ったやつはどうするのかということ、足りないやつはどうしているのかということ、この点はいかがですか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 前段、先ほどの答弁の中で、使用実績ですけれども、一般工事関係につきましては、1万1,630枚と申し上げるところを1,630枚ということで間違いをいたしましたので、訂正をいたしたいと思ます。

次に、今の御質問の關係ですけれども、足りない場合には、一応、当初、着工のときに収納届書ということで、購入した枚数を届けることになっておりますけれども、足りなくなったら、追加するという形でこちらのほうに届けていただくことになっております。

また、貼付して、その後に余った証紙でございますけれども、これにつきましては、他の工事にも使用できるということで、そういう方向で適正に使用されているのではないかとこのように考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、環境整備事業協同組合、これの対象となる金額、それから雇用されている人数と、そのうち建退共に加入している人数など、具体的にお知らせをいただきたいと思うんです。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） お答えいたします。

除雪関係の環境整備事業協同組合に係る工事でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、一般除雪、あるいはロータリー除雪など、5本の工事に分かれておりますけれども、合わせまして2億2,318万8,000円であります。

この除雪関係に従事しております全雇用人数につきましては、112名というふうにとらえております。また、そのうちの建退共に加入している人数でありますけれども、67名ということで、率で申し上げますと59.82%、その他につきましては、また別の、例えば中退共とか、そういう別の共済制度に加入しているものであります。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） この購入というのは、環境整備事業協同組合が一本で買っているんですか。それぞれの7社が、19年度の場合、それぞれ7社がこの協同組合に加入しているわけけれども、協同組合として買って、そしてそれぞれの業者にそれぞれの契約金額に基づいた証紙の枚数を与えていると、こういうふうにしていらっしゃるんですか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） ただいまの質問でありますけれども、各社がそれぞれ購入しているということであります。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、この各社がそれぞれ購入していると。そうすると、この環境整備事業協同組合からこの業者というのはどういうふうにして仕事を受け取るんですか。どういう契約をするんですか。入札も何もないわけでしょう。どういう形で齊藤なら齊藤組、齊藤建設でもいいですけれども、に仕事が回っていて、除排雪が行われるというようになっていくんでしょうか。その協同組合に入っている業者が、どういうふうにして仕事を与えられて、どういう契約を協同組合と結んでいるのか。これはもう随契になるのか、丸投げになるのか知りませんが、それと市の除雪契約との関係はどういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） その部分につきましては、前回の定例会議におきましても、菅原議員の御質問にもお答えをしたこともございますけれども、市と環境整備事業協同組合との除

雪の関係の契約につきましては、総体で契約しておりまして、路線の割り振りだとか中身の細かい部分については、すべて組合のほうにお任せをしているということで、市のほうでちょっと内容的には関知をしていないのが現状でございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、業者との関係でいえば、市は、個々の業者ですよ。その関係でいえば、市には責任がないと。全部協同組合に責任があるんだという立場でいらっしゃるんですか。

副委員長（井上久嗣君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 個々の業者の責任問題といった部分では、それぞれ当然同じ組合員ということでございますので、その組織の中での判断ということになるかと思いますが、市とそれぞれの業者との契約というのは行われてないわけでございます、物によりましては、各業者との契約を行っていることもございますけれども、基本的には環境整備組合と市の契約といったことでとらえているところでございます。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、例えば排雪の問題でありますとか、こういう問題なんかも全部、冬の除雪関係といいますか、雪関係の仕事は全部、協同組合に一括して市で預けているから、何をどうするというのは、一定契約の段階でやると思うんだけど、路線が増えたりする場合の問題なんかはどういうふうに対処するもんなんですか。

副委員長（井上久嗣君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 新たにその年度によりまして、例えば今年であれば、東大通りが開通したことに伴って、新たに除雪延長が延びるといったことが当然ございますけれども、もちろん総体の部分についての契約については、当然環境整備事業組合との契約ということになりますけれども、例えば部分的な路線ごとにトラブル等が発生した場合については、当然、その担当する業者も把握をしてございますので、維持センターのほうで直接その業者とのトラブルの解消あるいは解決に向けた処置というものはいたします。

ただし、金額面の部分ですとかそういうものにつきましては、あくまでも協同組合との契約ということで、市と協同組合はきちっと整理をしていくというような形になるかと思えます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうしますと、建退共の証紙の貼付、どういうふうには張られているかということで、市のほうではきちっとこの確認をしていらっしゃるんですよね。公共工事における貼付の確認、これは全体としてどういうふうにはきちっとやられているのかということと、それから、今、環境整備事業共同組合は工事組合だけだと。そうすると、各業者ごとの貼付状況、個人にまで張られているのは、もう市のほうでは全部出してもらわなければならないから、だれに何

枚張られているのかということまでわかる仕組みをつくっていると。これはやっぱり全道の中でも非常にすぐれたやっぱり点検項目だと私どもも評価しているところではありますけれども、環境整備の協同組合、これらについても、全部一人一人がわかるようなシステムにはなっているのでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） それでは、建退共、証紙の貼付の確認の関係でありますけれども、先ほど申しあげましたように、取扱要綱の中で規定に基づき実施しておりますが、具体的には、工事着工時におきまして、共済掛金収納書届ということで、こちらのほうで届けをいただきまして、購入枚数などを確認しております。

また、工事完成時におきましては、証紙貼付調書というもので、そこには各労働者のお名前、それから就労状況の確認をいたしまして、そこに何枚貼付しているかというようなことで確認を行っておりますし、また工事検査のときにおきまして、そういうような聞き取りを行っているという状況であります。

除雪につきましても同様でございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 労働者からですね、一番初めにも申しあげましたけれども、市に自分は働いていないというようなことが建設部なり、これはどこが窓口になることになるのでしょうか。契約を結ぶほうになるのでしょうか、建設部になるのでしょうか、それとも財政になるのか、窓口はどこになるのかということと、そういう苦情が来た場合に、きちんとした対応をどうしていただけるのか、この点はどうお考えでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） ちょっとそういうふうな事例がありませんけれども、苦情が来た場合には、こちらのほうで対応することになるかなというふうに考えております。苦情が来た場合なんですけれども、私どもにつきましては、一応建設労働者の福祉の増進、あるいは雇用の安定確保という意味からも、やはりそういう面につきましては、適切な指導を行っていかねばならないだろうと、そんなふうに考えております。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それで、市の工事については、非常にそういうふういきちんとなっているということだけでも、先ほどから言っているように、依然としてやっぱり私どもにもそういう声が寄せられるということで、建退共の証紙がきちんとやっぱり活用されるように、業者にも引き続き要請を行っていただきたいと思うんです。

同時に、市の工事は、私ども、こうして議会の中でも言えるけれども、国や道、これらの工事についてはどういうふうになっているのか。国や道に対しても、こういうものを当然市からも申し入れを行うだとか、どういうふうになっているのかを聞いたりすること、それから民間



の工事、これは民間の工事については、指導は本来、やっぱり労働者の福祉向上のためにも、民間の工事についても建退共の証紙の貼付が求められると、こうなっておりますけれども、しかし、民間の工事はなかなか、ただ、これらも経費でもきちんと落ちるわけでありまして、そういうことにもなっているわけだけれども、民間工事で証紙を張っているという、そういう士別での業者はいらっしゃるのでしょうか。道、国との関係と、地元の民間工事の関係について、どう考えておられるか、この点、お聞かせください。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 国、道につきましても、それぞれそういうような趣旨がそれぞれの国などからも出てきていると思いますので、市と同様な取り扱いで行っているといふふうに考えております。

また、民間工事につきましては、私どものほうでちょっと、その通帳や報告書を提出する必要があると、こちらでは確認することはできませんけれども、今後とも各業者にはその旨を徹底するような形で指導してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そこで、毎年市でも登録業者に公共工事についての要請を文書でもお出しになっていると思うんだけど、19年度は、見せていただくと、3項目にわたって要請をしているようであります。

1つは、下請契約の適正化ということ、それから労働者の雇用について、それから建退共の適正な取り扱いについてと、こうなっているんだけど、私はもう少し細かく、有給休暇の問題でありますとか、更には労働者の休日の問題でありますとか、労働時間の問題でありますとか、雇用通知書の完全発行でありますとか、そういう働く人たちの福祉の向上なんかについても、もう少し細かく出す必要があるのではないかと、こう思うんだけど、この点、どういふふうにお考えになっているのかということと、更に、そういう通知を出したり、建退共のいろいろな検査をする場合にも、現場に働く人たちは心してそれに当たっていただいて、適正に公共工事が行われることと、そして元請、下請関係もきちんと行われていること、働く人々のこういう建退共の証紙の貼付なんかも確実にやられるように、絶えず注意を払って、建設工事の契約や、あるいは施工に努力をしていただきたいと、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 工事発注している財政のほうからお答えいたしますけれども、お話のように、公共工事のほうの発注の要請といたしましては、今、委員さんがおっしゃられた下請契約の適正化、労働者の雇用、それと建退共の関係だけの要請を毎年発注前の3月にいてしていたわけですが、実は19年度に北海道のほうで下請業者の経営実態等、何か調査した際に、経営環境が厳しくて、なかなか改善がされていないという状況が出されたということ

踏まえまして、市としまして、19年の8月になりますけれども、建設工事の適正な執行の確保ということで、下請契約の適正化、あるいは代金の支払い、それと安全確保対策、労働者の福祉向上、技術者の適正配置、あるいは道産品の活用に努めるよう等、9項目にわたる指導を市長名でこれは建設協会の会長さんあてに指導を実施したわけですが、今まで公共工事の発注ということで、3項目だけでしたので、これからはやはり今の委員さんおっしゃるように、下請業者の環境等を考えた場合、市としても、毎年、また今の3項目から更に項目を増やして、内容を検討いたしまして、増やして、毎年3月にまた要請をしていきたいというふうに考えております。

副委員長（井上久嗣君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 発注で現場を管理するという立場から、私のほうからお答えをいたしたいと思いますが、この建退共制度につきましては、先ほどから委員お話しのとおり、公共工事や民間工事を問わず、現場で働くすべての人を雇った場合に適用となる制度でございまして、元請及び下請適正化に関する取扱要綱を本市でも定めておりますけれども、これにつきましては、本市が発注するいわゆる公共工事についての規定となつてございまして、これに基づきます処理ですとか点検、あるいは確認については、本市発注の工事についてのみ行っているのが現状でございます。

しかしながら、重要な問題でもあるということございまして、未加入事業者に対しまして、加入促進であるとか、すべての建設労働者への適正な制度の活用といったことに対しまして、発注者の立場で、これまでも着工時、あるいは現場定例の会議、工程打ち合わせ等でもお話をしてまいっておりますし、検定時におきましても、それぞれの段階において要請を行ってきております。

あわせまして、今後につきましては、民間工事においても、更に適正な取り扱いがされるように、今後とも機会あるごとに指導、助言、あるいは啓蒙といったことで取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 次に、各種検診についてお尋ねをいたします。

市民に対する健康診査については、相当ないろいろなことをやられているわけでありませけれども、がん検診について、この際、若干お尋ねしたいと思うんです。

成果報告書を見せていただきましたけれども、若干、検診率が下がっている面も見受けられたり、一定の不用額も出されているなんていうこともございますので、がん検診についてお伺いいたしますけれども、がん検診の年度別の受診者、どういうふうになっているのか、この際お伺いをしたいと思うんです。

それは、増減の関係ではどういうふうに把握していらっしゃるのか、検診者の増減はどのように把握していらっしゃるのか、これもあわせてお答えいただきたいと思つてます。

副委員長（井上久嗣君） 大西保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

各種がん検診の年度別受診者数についてであります。胃がん検診につきましては、平成17年度1,104名、18年度1,009名、19年度1,009名、肺がん検診は、平成17年度1,200名、18年度823名、19年度824名、大腸がん検診につきましては、平成17年度920名、18年度849名、19年度843名、子宮がん検診につきましては、平成17年度472名、18年度536名、19年度497名、乳がん検診につきましては、平成17年度433名、18年度398名、19年度504名となっております。

各種がん検診の受診状況の増減についてであります。胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診につきましては、おおむね横ばい状況となっております。子宮がん検診、乳がん検診につきましては、平成17年度から2年に1回で受診することになっておりますので、多少増減はあるというふうに考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 検診料が全体的に見ても高いのではないかと。ぜひ検診料を引き下げて、多くの市民が検診を受けられるようにすべきだと質問して、市でも、それにこたえて検診料を下げた経緯がございます。検診のパーセンテージが一定低いということは、がんの検診料、これとの関係ではどう押さえていらっしゃるのかということと、検診料は大体どの程度になっているのか、この点、お知らせください。

副委員長（井上久嗣君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えします。

検診料金についてであります。平成14年度に改定してありまして、それ以降変更しておりません。検診料金は、約3分の1を自己負担にしてもらうことに設定してありまして、その当時調査したときには、全道各地のおおむね平均的な料金に合わせて設定してあります。

検診料金についてであります。胃がん検診は、検診料金5,200円のところ、一般の方には1,500円、士別市国保の方には500円、肺がん検診につきましては、検診料金1,530円のところ、一般の方、士別市国保の方、いずれも500円となっております。大腸がん検診につきましては、検診料金2,630円のところ、一般の方が1,000円、士別市国保の方が500円、子宮がん検診につきましては、検診料金5,200円のところ、一般の方が1,500円、士別市国保の方が500円、乳がん検診につきましては、2枚、2方向の場合6,600円、1方向の場合5,600円となっております。一般の方は2,000円、士別市国保の方は1,000円となっております。

また、満70歳以上の方及び生活保護法による被保護世帯に属する方は無料となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 朝日と合併する、17年から合併しましたけれども、合併する前は、朝日は無料でしたから、3年度で平準化して、士別と同じものに合わせるといふふうに言われておる

んだけれども、例えば朝日地区のがん検診の受診者数、どういうふうに押さえていらっしゃるのかということなんだけれども、例えば18年と19年度を見させていただくと、18年度から見たら19年度は随分と少ないと思うんですね、検診者数が。子宮がんだとか乳がんの検診は多いんだけれども、胃がん、肺がん、大腸がんというのは少ないというふうに感じるんだけれども、これは無料化から料金が検診料を取られる、朝日の住民が。そういうものとの関係というのはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えします。

各種がん検診料の朝日と土別の違いについてであります。旧朝日町の検診料は、乳がんを除いては無料でしたが、合併協定により、平成18年度から3年間で段階的に調整し、平成20年度に土別地区と同額になる経過措置を実施しております。

朝日地区の受診者数の状況であります。胃がん検診につきましては、平成18年度295名、平成19年度251名と下がっておりますが、平成20年度、来年2月に実施する予定がありますので、見込みではあります。一応270名を見込んでおります。

肺がん検診につきましては、平成18年度246名、平成19年度185名となっておりますが、平成20年度につきましては230名を見込んでおります。

大腸がん検診につきましては、平成18年度215名、平成19年度175名で、来年2月実施する予定になっておりますので、220名を見込んでおります。

子宮がん検診につきましては、平成18年度57名、19年度126名、20年度52名となっております。

乳がん検診につきましては、平成18年度64名、平成19年度130名、平成20年度につきましては51名となっております。

子宮がん、乳がんにつきましては、2年に1回ということで、増減があります。

それで、検診料は、20年度につきましては、旧朝日地区と土別市が同額になっておりますが、受診状況につきましては、20年度は増えている状況となっております。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、18年から19年にかけては受診者数が減っているけれども、19年から今年、20年度を比べると、20年が増えているので、さほどいいですか、無料から段階的に引き上げてきた、それによって受診が大きく抑制されたということはないと、こういうような判断をしていらっしゃるということなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 岡保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

ただいま朝日地区の検診料金の段階的な値上げによって、朝日地区の方が検診をする方が増減があるので、その影響はどうかということでございますけれども、例えば胃がん検診につきましては、平成18年度に一般の方は土別地区で1,500円ですけれども、平成18年度は500円、平

成19年度は1,000円、平成20年度は1,500円として、土別市と同じようにしているわけですが、受診者数でいきますと、例えば胃がんですと、18年は295名、19年251名、20年度、現在受診済が233名で、今後見込まれる数字を入れますと270名ということで、確かに金額的には上がっておりますけれども、市民の皆さんの御理解を得て、そう大きな影響はなかったものかなというふうに考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、検診の対象者の把握はどういうふうにするかということなんですよ。国保に入っている人たちだから料金というのは、どこが国保に入っていらっしゃらない方々、全市民でいうと、大体どのぐらいの人たちが検診を受けているのか。市民の国保以外の、例えばあれですよ、職員の皆さんだったら共済組合の関係あるでしょうし、学校の先生なら先生もある、あるいは事業所なんかでも仕事が始まる前には健康診断の問題あると思うんだけれども、ここら辺の検診対象者の把握、これについてはどういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

検診対象者の把握についてであります。本市のがん検診の状況としましては、市が実施しているがん検診のほかに、各企業や農協等の団体及び国家公務員や地方公務員などの職員等は、事業主が実施している人間ドックなどの検診によりがん検診が行われております。更に、土別市国保も人間ドックを実施しております。

市が実施している各種がん検診の対象者は、事業主によるがん検診や国保の人間ドックを受けられない方を対象として実施しておりますが、事業主検診による受診者が不明のため、市の検診対象者の把握はできていない状況にあります。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 検診対象者の把握が例えばできていない。しかし、検診の人数というのはつかんでいるわけですよ。そうしますと、国保は国保に入っている人たちに国保の会計から検診に補助を出すわけですね。だから、国保は何人、国保以外の方は何人というような把握はできるのでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

平成19年度各種がん検診受診者の自己負担額別内訳であります。胃がん、肺がん、大腸がん検診につきましては、一般の方は20数%、土別市国保の方は約30数%、70歳以上などの方の無料の方は約40%となっております。子宮がん、乳がん検診につきましては、一般の方は約40数%、国保の方は30数%、70歳以上の無料の方につきましては20%弱となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 資料を見せていただくと、朝日のほうが検診率というのはちょっと高いように見えるんだけど、この点はどういうふうにお考えになっているのか。これは、結局、朝日地区の人のほうが国保が多いというか、国保の人が多いというふうな判断されているのか。土別地区から見ると、朝日のほうが検診率が高いように思われるんだけど、この点はいかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

朝日地区の方が人口に占める率では高く見えるが、どう見ているのかということについてありますが、平成19年度の各がん検診の朝日地区の受診割合では、胃がん検診が24.8%、肺がん検診が22.4%、大腸がん検診が20.8%、子宮がん検診が25.3%、乳がん検診が25.8%と、いずれも20%を超えており、人口の割合から見ますと、朝日地区の受診割合が高くなっております。

この要因につきましては、土別地区では事業主検診による受診者が多いため、人口から見ると、受診数が少ないことが考えられます。更に、朝日地区では、合併前は無料で検診を行っていたことから、がん検診に対する受診意識が定着していることなどによるものと考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、毎年がん検診を受けられたり、しかし、死亡ではもうがんが一番多いというふうに言われているわけですね。それで、土別市における年度ごとのがんの発見者数とどのがんが多いのかということですね。それと、全道、全国から見て、土別市はがんでの死亡率、これは全道、全国から見て低いのか高いのか、この点なんか、推計といいますが、記録をとったことがあるんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

土別市における年度別のがん発見状況についてであります。各種がん検診による発見者数は、平成17年度8名、平成18年度8名、平成19年度は11名で、3年間で27名となっております。発見されたがんの種類別では、大腸がん、胃がんが多く、また最近では乳房のレントゲン検査の導入により、乳がんの発見が増えております。

次に、全国、全道、土別市でのがんによる死亡率についてであります。名寄保健所が作成しております道北地域情報年報によりますと、平成18年の死亡原因の第1位は、全国、全道及び土別市とものがんであり、人口10万人に対する死亡率では、全国は261.0人、全道では288.5人、土別市は329.8人となっております。全国、全道に比べ本市はがんによる死亡率は高い状況と

なっております。

また、平成18年の土別市の死亡者数266名のうち、がんによる死亡者は78名で、全体の29.3%を占めております。

死亡者をがんの部位別に見ますと、気管支、肺がんは18名で最も多く、次いで胃がんが15名、肝臓がん7名、膵臓がん7名で、大腸がん及び乳がんはそれぞれ2名となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、やはり今お聞きしてびっくりしたのは、全道の平均から見ても、がんによる死亡率というのは、土別、あらっというような気で見ているんだけど、やはり市民の健康を守るために、今日までも各種の検診でありますとか、健康相談でありますとか、さまざまなことをやってきておるわけだけども、これまでのやってきた市民の皆さん方に対する周知の徹底、あるいは今後の方向としては、検診率を上げる努力を更に一層する必要があるのではないか。検診料の検討なども今後の課題となってくると思うんだけど、各種の健康、そしてがん検診を初めとして、ぜひ今まで以上に力も入れていただいて、市民の健康を守るために頑張っていたきたいと思うんだけど、最後にこのお答えをいただいて、この項での質問を終わりたいと思うんです。

副委員長（井上久嗣君） 岡所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

初めに、市民へのこれまでの周知等についてでありますけれども、各種検診の全日程につきましては、年度当初の4月1日の広報で周知するとともに、各種がん検診の実施時期に合わせまして、チラシによる班回覧及び広報、更には地元新聞記事等により周知しております。

更に、保健推進員さんへの周知依頼に加えまして、保健師とか健康相談、健康教育などのあらゆる保健事業の機会を通じて受診を勧奨しております。

更に、特に子宮がん及び乳がんにつきましては、乳幼児健診や幼稚園、保育園等の保護者向けにリーフレットを配布して、受診勧奨にも努めております。

今後の方向性についてであります。今後におきましても、がんによる死亡者を減らすためには、がんを早期に発見し、治療することが何よりも重要なことから、市民ががん検診の重要性を正しく認識して、定期的にごがん健診を受診するよう、広報による周知を初め、各種健康相談など、あらゆる機会を通じて周知、啓蒙を図るとともに、健診の休日の実施や乳がんと子宮がんの同時健診などを引き続き実施して、市民が受診しやすいよう努め、市民の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、市、道民税、国税等の市民所得の把握についてであります。

税金の問題は、昨日、伊藤議員が随分と質問もされましたから、簡単にお伺いしていきたい

と思うんです。

1つは、住民税の申告にかかわる問題だと思うんだけど、申告をしない市民の皆さんというのはどのくらいいらっしゃるものなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 若林税務課主幹。

税務課主幹（若林武司君） お答えいたします。

未申告と言われている方の人数ですけれども、平成18年度におきましては、当初277人おりましたが、最終的には28人、平成19年度におきましては、当初299人に対して最終的に48人、平成20年度、現年度ですけれども、297人おりましたが、現時点で59人というような状況になってございます。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 結局、申告をしないというのは、どんな階層の人たちなのかということなんです。ということは、例えばもう年金収入で、申告したからって税金が安くなるわけではない。税金そのものが非課税だと。だから、申告しなくても、もう大丈夫だろうというふうにして申告しないという人が多いのか、その点は、申告をしないという人たちはどんな考えでいらっしゃるのかということと、申告をしない人に対してどんな働きかけを行っているのか。20年度をとってみても、59人ほど申告してないといんだけど、この点はいかがなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君） お答えいたします。

未申告者の方というのは、委員さんのおっしゃるとおり、確かにもうかからないんだからという形で、自分で計算をしている方もいらっしゃいますし、さっき述べました人数といえますのは、20歳から一応64歳までの方で、給与支払い報告書だとか、公的年金等の支払い報告書とか、そういうものがない方ということを経って出した数字でありまして、大きな申告されてないというのは、ないんだから、申告しなくてもいいんじゃないかというような形の人が大半だというふうに考えてございます。

それから、未申告者の方にどのような形で対応しているのかというふうなことですけれども、1つには、文書により市民税の4回の納期、6月、8月、10月、12月の4回の納期ですけれども、それに間に合うように文書等で年4回申告について催告をしているところでございます。

また、電話や納税担当職員が自宅を訪問したときに、納税相談を受けながら、そのときに申告するように働きかけてもらったり、国保税担当職員との連携により対応しているところでございます。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これはあれですか。今までの経験からいって、申告をしない人というのは、そうすると、課税対象者はいるかどうかというのわからないわけですね。それは課税対象になるのかどうなのかというのは、未申告者に対してはどのような判断をされるのか、この



点はいかがなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君） お答えいたします。

未申告者の方に対して、最終的にどういうぐあいにしていかなければならないのか、しているのかという形ですけれども、すべての人に適用できるわけではございませんけれども、その時点で把握している給与支払い報告書とか、それから各種支払い調書など、税データを最大限に反映させて、推計課税をしているところでございます。

また、税データ等が一切ない者につきましては、課税する根拠というものが不十分ということもございまして、一時的には課税保留というような形をしながらも、継続的に申告してもらえるように働きかけをしているところでございます。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そこで、土別の所得水準にかかわって、住民税の非課税の方、あるいは均等割の人数、それから所得税のかかるこの人数と世帯というのはどのぐらいに押さえていらっしゃるんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 若林主幹。

税務課主幹（若林武司君） お答えいたします。

ただいまの非課税の人数と世帯、どうなんだということの御質問でございます。この数値的なことにつきましては、データが個人的に処理されているものですから、今の段階で世帯ということにつきましては、ちょっと御即答ができない状況にあります。

それで、ただ、人数につきましては、あくまでも推計ではございますけれども、平成19年度に考えてみますと、人口から、この推計の根拠ですけれども、人口のほうからゼロ歳から19歳までの人数を引きまして、それから課税されている人数を引いた数、ですから平成19年度で申しますと、1万56人という方が一応非課税の人数という形になるんじゃないかということで推計しているところでございます。ただ、世帯数については、そういうことでございますので、時間をいただければというぐあいに考えております。よろしく願いいたします。

それから、均等割のみの方ですけれども、平成19年度におきましては1,436人という形になってございます。

それから、所得割のみというのは、平成19年度には25人というふうな形となっておりますけれども、このものについては人数が少ないということで、世帯については16世帯、それで延べで25人。同じような方が何年度かにわたったという結果によるものでございまして、19年度については、所得割のみの世帯と人数については、ここで答えることができるというぐあいに思っております。

ただ、世帯については、そういうことで、もう少し時間をいただければというふうに思っております。

（「所得が何、25人」の声あり）

所得割のみの家庭、均等割はかからないんですけれども、所得割だけがかかる方が25人、19年度には。

(「それだけしかないのか」の声あり)

所得割のみで、この25人の更に内訳なんですけれども、過年度、いわゆる18年度以前の状況の中で所得が更正された結果によって、均等割はもう既に納められているんですけれども、所得割だけ更正されたような形で、そういう課税された実態ということで、この人数は載っている形になってございます。

(「所得割ってないですか、所得割って」の声あり)

副委員長(井上久嗣君) 若林主幹。

税務課主幹(若林武司君) 説明が不十分で申しわけございません。

今の話ですけれども、もう既に均等割、それから所得割等、過年度においても既に精算をされている形なんですけれども、その後、更正ということで、数字的に増額というような形になったために、それについて納められた方というか、その方が延べで25人という形で、所得割だけが増えた分だけ納められたので、本来であれば、均等割と所得割については同じ時期に課税されるんですけれども、課税所得について変更があったということのために、課税年度以降に増額となった部分について課税されたということで、所得割のみという形になった結果でございます。

副委員長(井上久嗣君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 僕も頭悪いな、本当に。例えば、市民税の個人が19年度、調定額がこれ、7億7,000万円調定額だよ。その中で、これ、何人が税金を納めている、これが1万56人、それから税金を納めていないのが、均等割も納めていない、非課税世帯が1万56人というんだから、非課税世帯は、当然今言った7億7,000万円の税収の中には入らないということなんですか。でしょう。それ以外の方が税金を納めているということなんですか。

副委員長(井上久嗣君) 若林主幹。

税務課主幹(若林武司君) 1万何人という方については、この中には入っておりません。残った方が.....

(「それは、なして25人なるのかがわからん」の声あり)

所得割を払っている方は、19年度でいきますと8,202人となってございます。

副委員長(井上久嗣君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) いや、そう言っていただければ、私としてはわかるんですけども、25人だなんて言われると、何という感じになるわけですね。

次へ進みます。

それで、滞納の問題も伊藤委員が取り上げておりましたけれども、滞納世帯に対する訪問徴収、これはもう何人でやって、そして夜なんか、あるいは相手によっては休日だとかというふうにされて訪問されて、努力していると思うんですけども、超過勤務というのはどのぐらいや

っていらっしゃるのか、この点はいかがなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 沼田税務課主幹。

税務課主幹（沼田浩光君） お答えいたします。

訪問徴収につきましては、市内を4つの地域に分けて、スタッフ4名がそれぞれ担当しております。また、訪問する際は、通常では1人で行っておりますが、状況に応じましては、2人1組で対応する場合がございます。

次に、超過勤務の状況であります。平成19年度の実績におきましては、スタッフ4名、合計で約490時間となっております。1人に平均しますと、120時間程度となっております。このことで、夜間の徴収の部分でございますが、夜間の対応につきましては、月平均2日ないし3日という中で設定をして、実施をしているところであります。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 相当な努力をされても、収入未済額でありますとか不納欠損、これ、やっぱり相当な額に上っているわけでありましてけれども、そこで具体的に1つお聞きしたいんですけども、例えば軽自動車税というのがございますよね。これは軽トラだったら4,000円かそこらぐらいですね。額は大したことはないんですけども、軽自動車税が滞納になって、そして不納欠損で落とされていく。これは、車を持っている人だったら、2年に1回は車検があるから、車検のときには必ず納税証明が要るわけですから、車検を受けるときに納税証明、市が発行するんだから、そういうふうにしますと、トラックや、それから軽四輪に乗って、不納欠損がこうやって出てくるというのは、どういう、それから収入未済額、これなんかも19年度で53万円ほど、滞繰分だね。それから、現年度分でも28万7,900円という、現年度分の滞納にも、収入未済額だから滞納ですよ。なるんですけども、これは一体どういうことなんだろうと思うんですけども、いかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 高橋市民部次長。

市民部次長（高橋哲司君） お答えいたします。

今の滞納繰越分、未済額の軽自動車の関係でありますけれども、全体で不納欠損の中では13件実はございます。前段に8万8,200円という数字がございます。現年度分に係る軽自動車税におきまして、即時消滅したのは1件、1,600円でございますが、この件につきましては、農業法人が倒産をいたし、農業機械に担保権が設定されていたため、担保起債によって引き揚げられたことによるものであります。

また、滞納分の1件4,000円につきましては、代表者の死亡により法人が解散し、管財人によって財産処分が行われ、本市でも高額な配当を受領したところでありますが、固定資産税に充当した結果、残ったものであります。

また、このうち、地方税に基づきまして3年時効としたものは1件の4,000円となっておりますが、この内容は、札幌市に転居後、病気となり、就労不能となった後、生活保護の受給が

認定され、軽自動車税につきましては、廃車処分としたことによるものであります。

また、5年時効としたのが10件ございます。金額で7万8,600円となっておりますが、処分理由は、すべて生活困窮となっており、既に軽自動車も転売もしくはディーラーによる引き揚げ処分ということが実際になっているというのが現状でありまして、滞納されている方の中では、いろいろな事情もありまして、徴収に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 収入未済額の中身と軽自動車というのは土別にどのくらいあるのかということですよ。軽自動車税をとってみても、調定額でいえば、19年度も3,380万円の調定額になっているわけだから、そして、どの程度の滞納というのは、今、言いましたけれども、どうもちょっとわからない。即時というのはわかったよね。だけれども、これは廃車にもう勝手にして、置いておくということなんですか。どういう、軽自動車がそこら辺に車検がなくなって投げられているなんていう事態なんかも、ごみとして投げられているなんていう事態も、不法投棄されているというようなものなんかもあるものなんですか。この点、もうちょっと詳しくお知らせください。

副委員長（井上久嗣君） 高橋次長。

市民部次長（高橋哲司君） 収入未済額の関係でありますけれども、そこで軽四輪自動車が何台あるかという御質問でございます。

関係する軽自動車税では198台ございます。そのうち、軽四輪自動車につきましては、自家用の貨物自動車が70台、営業用の貨物自動車が2台、自家用自動車が54台の計126台となっております。

これらの滞納額に対する考え方でありまして、滞納理由といたしましては、今払えなくても、車検のときに支払えばいいとか、中には廃車の手続が済んでいないのに、もう乗っていないのだから払わなくていいと思いをしている納税者もおられます。納税者に対しましては、税の仕組みなどについて十分説明をしながら、納期内完納をお願いしているところではありますが、継続して使用される方は、今、委員お話しのとおり、車検時期に必ず納税証明書が必要になりますことから、こうした方には、その時点で完納していただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、ちょっと固定資産の関係で、きのうの答弁を聞いていたら、現年度分の不納欠損、現年度分だから、即時消滅するんだと。即時消滅というのは、一体どういうことなのかということなんですよ。18年度を見ても、現年度分で920万円、それから19年度でも644万9,000円、これらが現年度で即時消滅というふうになっているんだけれども、これ

は大体法人でいえば何件ぐらい、ほとんど法人だと思うんだけど、相当大きな額だと思うんだけど、どのような状況で即時消滅に至ったものなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 高橋次長。

市民部次長（高橋哲司君） 即時消滅に係る地方税の適用ということでございます。地方税法第15条の7第5項に基づく即時消滅の適用についてであります。主に法人が倒産、破産等により所有する資産が競売事件等によって処分され、無財産となった後、その法人が再興する見込みがないと判断した場合に限り適用する地方税法上の措置であります。

19年度で固定資産税に係る不納欠損についてお話ししますと、19年度、市税に係る不納欠損として処理した内容であります。全体では328件、2,580万1,294円、このうち固定資産税につきましては125件、1,796万3,485円でありました。これは、不納欠損全体の約69%を占めております。また、即時消滅処分としたものは、全体で18件、1,210万9,798円であり、このうち固定資産税につきましては、13件、1,052万8,447円であります。

更に、固定資産税に係る即時消滅処分を講じたうち、現年度課税分に係るものは3件、これは会社倒産によるものであります。金額にしまして644万9,683円であります。また、滞納繰越分につきましては、10件、407万8,764円で、内訳としましては、会社倒産が7件、個人が3件となっております。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、土別市から転出された方での税金の徴収、これらはどのようにして行っているのかということと、土別市以外で滞納している額と申しますか、人数と申しますか、これは大体どのぐらいなもんなんですか。

副委員長（井上久嗣君） 沼田主幹。

税務課主幹（沼田浩光君） お答えします。

土別市以外に転出された方の滞納整理の状況であります。道内の旭川市、札幌市周辺の地域に住まわれる滞納者につきましては、年2回、管外徴収を実施しておりまして、一定の成果を上げてございます。それ以外の地域や道外地区に関しましては、費用対効果の観点から、文書による催告を中心に実施している現状にあります。

また、転出先に文書を送付した際に、またそこからの次の転出ということで、転居先不明で返送される場合が多々ございます。こうした場合には、前居住地の市町村に国税徴収法第146条による実態調査を依頼をしまして、勤務先等がわかった時点で、給与照会により滞納処分を検討しますが、ほとんどの場合、不明であるとの回答が多く、こうした場合は、残念ながら居所不明により執行停止処分としております。

いずれにいたしましても、転居したことによって安易に徴収権を放棄することなく、根気よく長を進める中、滞納税の解消に取り組んでいるところであります。

また、市外滞納者の件数でございますが、総体で197件でございます。道内に129件、道外に

68件でございます。また、この管外徴収の実施によりまして、札幌、旭川地区周辺、ここには約80件の滞納者がございます。ここで年2回の徴収で、年間平均しますと50万円～60万円程度の収納を図っているところでございます。

また、この197件の総体の滞納額でございますが、これは約600万円程度になろうかと推計をしております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今の国の政治の状況なんかを見ますと、一番初めにも申し上げましたけれども、働く環境の不安定さ、あるいはまた基幹産業である農業にとっても、厳しい価格の問題、あるいは燃料の高騰など、市民生活をめぐる環境は非常に厳しいものがあるというのは、これはもう皆さんが感じているし、日々私どもにもそういう訴えがあるところでもございます。

したがって、税金の徴収でありますとかこういうものも、今後やっぱり厳しさが増してくるのではないかと思うわけでありますから、親切な徴収と、それから生活実態をよく踏まえて、生活保護への適用でありますとか、そういうさまざまな減免制度もあるという、料金の減免制度もあることなども、そういう滞納世帯なんかにも知らせながら、親切な徴収に当たりながら、納税の成果を上げられるように頑張っていたきたいと、こう思うんだけど、今後の見通しについてはどうお考えになっているのでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 高橋次長。

市民部次長（高橋哲司君） お答えいたします。

加速度的な高齢化、若者の都会への流出、経済不況によるリストラや賃金カットにより、企業も、従業員も、農業者も、個人営業者も、なかなか将来に展望を見出せない状況がここしばらくは続くと思われております。全体的に所得が落ち込む中、当然ながら、課税所得の目減りにより、税金については右肩下がりの傾向に転じていくのではないかというふうに危惧をいたしているところであります。

齊藤委員お話しのとおり、今後におきましても、新たな収入未済額を発生させないよう、納税相談を基本とした納税者との信頼関係の構築に努め、前年度より少しでも収納率を向上させるよう努力目標といたしまして、徴収事務に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 終わります。

副委員長（井上久嗣君） 田宮正秋委員。

委員（田宮正秋君） それでは、19年度の決算の総括質疑をさせていただきます。

士別市行財政改革大綱実施計画推進状況でございます。その中から何点かお伺いしたいと思っておりますけれども、まず民間団体との役割分担の検討、その中で、19年度の実施状況では、普通財産管理の一部を20年度から自治会へ委託する、そのようにあって、草刈りなどを自治会にやっ

てもらおう協力を得たいと、そのようになっておりますけれども、その実施状況、また、その内容についてお伺いいたします。

副委員長（井上久嗣君） 得字財政課主幹。

財政課主幹（得字繁美君） お答えをいたします。

行財政改革大綱の中の民間団体との役割分担の検討の一つとして取り組んだものでございまして、平成20年度に自治会と委託契約を交わし、普通財産の草刈りを実施したのが1件ございます。この財産につきましては、中士別自治会館の裏に位置しております旧中士別中学校の学校敷地でございますけれども、広大な敷地ということで、草刈りに大変苦慮していた状況であったわけでございます。例年、自治会館周辺の環境整備を年数回、地域住民が実施しております、本土地が地続きにあるというふうなことで、これらを含めた環境整備を自治会の環境整備活動の一環としてできないかとこれまで自治会に検討をお願いしていたもので、本年度から委託契約を交わす形で実施をいたしているものでございます。

委託につきましては、外注するよりも安いと。それから、自治会にとっても、自治会活動費の一部として充当できるというような双方のメリットがございますし、市民の方々がこういった形で行政に参加することも、協働のまちづくりの一つと考えておりまして、今後もお願いしたいと考えてございます。

参考までに申し上げますと、今回委託しました委託料につきましては、面積が約2ヘクタールございまして、年2回の草刈りで5万2,500円となっております。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 自治会としてもいいんだと、そういう5万2,500円ですか、そういうお金も入ると。そういった意味で、例えば土別市全体で考えたら、街区公園を初め、いろいろな公園あると思うんですけども、そういうのを、できる自治会、できない自治会もいろいろあると思うんですけども、そういう中で協議して、もしそういうのができる自治会があれば、今後増やしていく、そのような考えはございますか。

副委員長（井上久嗣君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 今回のケースは、近隣の農家の方たちが多いということで、農作業用の大きな乗用の草刈り機を持っていて、農作業の合間にやっていただけたというケースですけども、お話のように、各自治会の中の街区公園等、今、従来からそこにあるトイレとか草刈り全部含めて、シルバーのほうに委託をしております。

また、町中に住んでいる方というのが、比較的サラリーマンの方が多いということで、どうしても委託となりますと、休日に作業になるというようなことも予想されて、いろいろな課題もあろうかと思っておりますけれども、これは自治連さん等を通じて、もし自治会さんのほうでもそういう意向があれば、これは積極的に取り組んでいきたいなと考えております。

それと、委託といった形ではないんですけども、市のほうの市民まちづくり協働の補助金

がございまして、それで実例として市民の方が墓地の環境整備等やっていただいた部分にその補助金を出しているといった部分、市の財産の環境整備などを行っていただいておりますので、これらも活用するような格好で積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） できる自治会、できない自治会もあると思いますけれども、もしそういう中で、自治連の中で協議して、そういうのがあれば、ぜひ実施していただきたいと思うんですけれどもね。

次に、民間活力の推進ということで、18年、19年、さまざまな箇所を、業務の民間委託をしてきたと思うんですけれども、そこら辺の実施されてきたその内容をまずお伺いいたします。

副委員長（井上久嗣君） 小ヶ島総務課主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えを申し上げます。

民間委託の実施状況についてでございますけれども、行財政改革大綱実施計画の期間でございます平成18年度からの委託となりました主なものを申し上げますと、まず18年の4月から総合体育館の管理業務を体育協会に委託しております。それから、18年10月からは本庁舎管理業務及びボイラー業務につきまして、シルバー人材センターに委託、更に19年4月からにつきましては、給食センター施設管理業務をシルバー人材センターに、同じく19年4月からコスモス苑デイサービス送迎バス運転業務を士別ハイヤーに、同じく19年4月でありますけれども、桜丘荘デイサービス送迎バス運転業務を士別ハイヤーに、それからこの20年の4月からは、本庁舎車両管理業務を士別軌道にそれぞれ委託しているところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 例えば、給食センターのボイラーの資格を持った人が定年ということで、新たに資格を持った、シルバーのほうに任せたいと思うんですけれども、その他やったことについて、どのくらいの経済効果といえますか、そういうのがあったのかお伺いいたします。

副委員長（井上久嗣君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） さきに申し上げました委託をいたしました業務につきまして、経済効果、経費の削減額ということになると思いますけれども、この削減額の算出に当たりましては、委託前の職員費、これは給与、それから手当、共済費等合わせました全職員の平均額と、それから委託先に支払いをします委託料の差ということで計算いたしますと、さきに申し上げました6つの業務を合わせました年間の経費削減額につきましては、約5,000万円程度に及ぶものを推計をいたしているところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 平均で出したら、そういう金額になると思うんです。ということは、やは



り定年間近な人、例えば50歳代、59歳になったら、800万円、1,000万円までは行かんとはいますけれども、800万円なり900何十万円の人が管理していて、やめたら、コスモスに例えば100何十万円で委託しましたよと。ですから、そういう面でいったら、まだ多くなっているんですね。平均で持っていったら5,000何百万円だけれども。そういうことですね。わかりました。

それで、公共施設の管理の見直しとあるんですけれども、ここで3項目あるんですね。「市内施設の委託状況の把握」、「公共施設の利用、ニーズの調査、整理」、「管理一元化の問題点整理、一元化実施」、この3項目については着手してないんですけれども、今後の見通しといたしますか、お聞かせ願いたいと思います。

副委員長（井上久嗣君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えいたします。

民間などが実施することによりまして、効率的、効果的に業務を遂行できるものにつきましてには民間に任せるということを基本に、行政が直接業務を行うことの必要性を検証しました上で、可能な業務は積極的に外部委託を推進するというところで、本年3月に外部委託の推進に関する指針というものを策定をいたしまして、この指針に基づきまして、事務事業の総点検の作業を本年度着手したところでございます。

そこで、お尋ねのございました未着手となっております3つのプログラムについてでございますけれども、前段申し上げました現在取り組んでおります事務事業の総点検とあわせて調査、整理を進め、その後、行財政改革推進会議や政策会議などで具体的な議論、検討を加えまして、今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いわゆる外部委託の推進に関する指針ですか、それに基づいて今後やっていくということだね。

それで、この実施状況を見ると、20年4月1日現在の職員ですね、定数適正化、現在の目標393人に対して、実績として381人と減ったんだと、12名ですね。それで、今後もいろいろな形の中で民間委託というのを進めていかなければならないと思うんです。そういった中では、当然職員の定数も減らさざるを得ないと、そういうふうになっていくと思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 出合総務課長。

総務課長（出合孝司君） お答えいたします。

今後も民間委託が実施されると、職員数が減少していくというような御質問でございましたが、職員数の管理につきましては、これまで定員適正化計画に基づきまして、民間委託の推進、また事務事業、組織機構の見直し、また退職者補充の抑制というものを図ってまいったところでございます。また、それらに加えて、この間、採用試験終了後に中途退職される方もございましたことから、定員適正化計画の最終目標数値であります384名、これ、平成23年なん

ですが、384名に対して、既に本年4月1日現在で381名となっております、計画の数値を3名上回る職員数となっているところでございます。

そこで、今後、更に民間委託が実施されることとなりますと、業務量が減少することとなりまして、必然的に職員数の減ということが考えられるわけでございます。しかしながら、さきにも申し上げましたとおり、職員数の減少が計画よりも大幅に上回って推移をしているという状況の中から、今後、各職場における業務内容などを精査をしながら、また、更には新たな事業の展開というのも考えられるところでございまして、それらを十分検討の上、当然住民サービスの低下を招かないということを前提に、今後とも適正な人員配置に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いろいろな形の中で増えてくる仕事もあるというのは、それは当然だと思うんですけども、今後、民間委託を含めて、公共施設の管理の見直しなども、そういうせっかく外部委託の推進に関する指針も制定したわけですから、そういった面でやっていただきたいと思います。

次に、職員提案制度の充実ということで、いわゆる1人1提案、1課1事務改善提案制度というのが実施されているんですけども、今までの応募件数と実施例について、そこら辺をお伺いしておきます。

副委員長（井上久嗣君） 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） お答えをいたします。

職員からの事務事業の見直しに関する提案、提言につきましては、平成6年から土別市行財政改革推進会議規程におきまして、事務事業の見直し提案書によりまして、随時受け付けることとして、制度化をしているところであります。

合併後の新たな行財政改革大綱実施計画、今の実施計画でございますけれども、この策定に当たりまして、平成18年1月に職員からの1人1提案及び職場からの1課1事務改善提案を募集し、その提案のありました内容につきましては、現在の実施計画に反映しているところでございます。

その後、18年、19年度と提案募集を行っておりませんでしたけれども、本年の6月に職員から事務事業の見直しに関する提案を募集いたしましたところ、1人1提案が21件、それから1課1事務改善提案が16件、合わせまして37件の提案がございまして、職員の代表で構成いたします行財政改革推進会議の4つの委員会がございましてけれども、この4つの所管委員会で提案内容を審査の上、市民の代表者から成ります行財政改革懇談会の審議を経まして、5件の提案が採用されたところであります。

この採用となりました提案についてでありますけれども、1つには、公用車で高速道路を使用する際の資金前渡ですとか、あるいは精算事務の省力化、更には割り引き適用によります経

費の節減を図るための公用車へのE T Cの導入、それから2つ目には、ランニングコストの削減と地球温暖化抑制のための公共施設における新エネルギー導入の検討、3つには、統一的、効率的な事務処理を行うための事務処理の手引きの作成、それから4つ目には、市民からの要望等に対しまして、対処方針ですとか統一した対応を図るための市民要望等に対するシステムの整備、5つ目には、工事成果品の保存スペース確保の課題解決のための工事等成果品のデータベースの導入、以上5項目でありますけれども、行財政改革実施計画のプログラムに追加をいたしまして、取り組むことといたしているところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 1人1提案では、21件ですか、ありましたと。そして、この中に、優秀な改善事項の提案に対する表彰制度というのがあるんですけども、これは、そういう制度はあるんですけども、基準を明確にしづらいなどの課題もあり、検討するというふうになっているんですけども、こういうせっかく提案してくださいということで、そういうふうに提案あるわけですから、こういうのはやはり早急にそういう表彰制度というのは実施すべきであると思いますけれども、そこら辺の考えはどうでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 出合課長。

総務課長（出合孝司君） お答えをいたします。

優秀な改善項目の提案に対して、表彰をすべきということで載ってございますが、御存じのとおり、事務事業の改善につきましては、全庁的にかなり幅広い内容で提案がなされているところでございまして、その中から優秀な改善の提案の表彰となりますと、やはり一定の基準を設けて判断しなければならないということになります。単に経済効果だけで評価していいものかどうかという問題もございまして、その評価基準を設置するという事は非常に難しいことだなというふうに判断をしております、いまだに結論に至ってない状況となっております。

しかしながら、表彰することによりまして、職員のモチベーションというのを高めるという意味では、一定の効果が期待されると考えますことから、現在、本市で導入を検討しております職員の人事評価制度という部分がございますが、これらの兼ね合いも考えながら、優秀な提案を評価する仕組みづくりについて考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 難しいと思うんですけども、せっかくそうやってやろうということを出しているわけですから、やっていただきたいと思うんです。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時47分休憩）

(午後 1時30分再開)

副委員長(井上久嗣君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。田宮委員。

委員(田宮正秋君) それでは、午前中に引き続き総括質疑を行いたいと思います。

使用料、手数料の見直しについてお伺いしたいと思いますけれども、プログラムに5項目が引き続き検討するとなっておりますが、どのように検討されているのか、まずお伺いいたします。

副委員長(井上久嗣君) 三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) 行革の実施計画に掲げていますプログラムの5項目の検討ですが、まず1点目が使用料、手数料の定期的な見直し、2点目が応益応能性の見地から有料化の検討、あと3点目が減免措置の見直し、4点目が一般家庭ごみの有料化、5点目が建築確認、完了検査手数料の見直し、そういったものを行うというような計画を立てております。

まずは使用料、手数料の定期的な見直しですが、これは、これまでも受益等の公平性、その観点から、必要あるごとに、その時々状況を判断しながら見直してきたわけですが、今回、この実施計画の中で掲げましたのは、具体的に個々の使用料、それを改定するといった意味ではなくて、特に今、合併後ではばらつきがあった公共料金というものを統一している段階であるということもありますし、今の物価情勢等を考えると、料金改定というのはなかなか難しいというふうに考えております。

ただ、これまで各担当で料金改定実施してきたものを、今、一定の基準をつくって、考え方を統一しようというようなことであります。それで、今現在、使用料、手数料見直し基準というものを作成中なわけですが、その中で、減価あるいはコスト計算といったものを各課で統一した考え方でやっていきたいというふうに考えております。

また、改定するとかしないとか、そういったことは別として、3年ごと定期的に見直しを、計算をしてみたいというふうに考えております。

それと、行政サービスとして必要なものなのか、あるいは民間でもできるような市場的、選択的なものなのか、そういったものを考えて、4つに分類して、そこで公費負担と住民負担の割合を決めていきたいというふうに考えております。

今考えているこの基準の中では、上下水道料金とか宿泊施設、そういったものは別な基準をつくっていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の今無料なものの有料化の検討ですが、これも有料化をしていくという意味ではなくて、現在、有料化のなってない部分ですが、これも一応本来の基準に基づいて算出をしてみて、その後、今度はどうしても費用徴収のコストもかかりますので、その費用徴収と管理コストとのバランスを考えて、将来的な課題とする中で、現状を把握したいというような考えで計画をいたしております。

それと、3点目の減免措置の見直し、これはいわゆる今行っております高齢者とか障害者、あるいは低所得者への政策的に支援している減免措置、これを見直しをしようというふうに考えているものではございません。現在の施設の利用料の中で、これは規則の書き方にもよるんでしょうけれども、ただ単純に団体で利用する場合5割減免といったように、よそから見ると、単なる団体割り引きの見えてしまうようなものもありますので、こうなってしまうと、頻繁にその施設を利用する人だけが特化されて、利益を享受してしまうというような考え方もありますので、こういった部分を明確にしていきたいというような考えでございます。

それと、4点目の一般ごみの有料化ですけれども、これは現在、家庭の生ごみの関係は、合併前から朝日地区というのが近隣と共同処理していたということで、有料化なんですけれども、これ、合併協議においても、生ごみの処理施設ができた段階で、土別地区も有料化を検討するというふうになっておりますので、これが今、総合計画の中で施設が23年度建設を計画いたしておりますので、これにあわせて、このときの有料化について検討していくということを実施計画の中で掲げております。

それと、建築確認と完了検査ですけれども、これは今議会でも提案を予定いたしておりますけれども、従来から道の基準に合わせて見直しをしているといったものについて、今後も道の見直しに合わせて改定していくといったことを実施計画の中で検討しているというような状況でございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 減免制度、いわゆる上下水道料金、住宅使用料、これは減免制度はそのままやっていくと、そういうことなんですけれども、それで19年度における水道料金、軽減ですね、これの結果をお知らせ願いたいと思います。

副委員長（井上久嗣君） 富田建設水道部次長。

建設水道部次長（富田 強君） お答えいたします。

水道料金の軽減でございますけれども、平成19年度で全部の件数で741件の軽減を行っているところでございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いま一度聞きたいんですけれども、いわゆる水道料金軽減の対象の市民といいですか、そういう方をちょっとお伺いしたいんです。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） お答えいたします。

軽減を受けられる対象世帯ということでお答えをいたしたいと存じます。

まず、生活保護を受けている世帯、それから重度心身障害者の世帯、そして20歳未満の子または学生を扶養している母子世帯、それから満70歳以上の方がいる老人世帯、そして低所得世帯ということで、それぞれ非課税あるいは均等割の課税というような制限がございますけれども、一応そういうような区分となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 生活保護世帯で133件ということで、これは当然生活保護の方、減免では、公営住宅の使用料なんかも、住宅使用料減免制度あるわけなんですけれども、僕ら、よく市民に言われるのは、例えば二十から40年間国民年金掛けますよね。65歳になったら、国民年金だけ見ると、もらえるのは6万6,000円ですよね、月。それで、言われるのは、「いや、田宮さん、例えば国民年金の場合は25年以上掛けないとだめですよ」。厚生年金とかそういうのは、年齢の制限あって、15年掛けたらもらえますとか、そういう制度なんですけれども、国民年金の場合は、最低25年掛ければならん。また、その中では、掛けれなかった方もいると。そういった面で、40年掛けて6万6,000円の国民年金もらえる人、また掛けないで、例えば65歳になって生活保護を受ける人、その人では措置費というのは幾らになるのかお伺いいたします。

副委員長（井上久嗣君） 西崎保健福祉部次長。

保健福祉部次長（西崎貞一君） お答えします。

生活保護支給費の65歳で単身世帯ということで申し上げますと、保護費につきましては、基準額が第1類と第2類ということでございます。第1類につきましては、個人的経費ということで、中身につきましては、飲食物費、あるいは被服費ということになってございまして、これが月額2万9,600円でございます。

それから、第2類、これにつきましては世帯共通経費ということでございます。これにつきましては、光熱水費、あるいは家具、什器費ということでございまして、月額3万5,610円ということになってございます。基準額合わせて6万5,210円という月額になります。

それから、このほか、冬季加算といたしまして、11月から3月の期間につきましては1万9,970円の加算、それから公営住宅等で入居されている方で、家賃を払っている場合がございますが、住宅扶助費といたしましては、上限2万4,000円までということが住宅扶助の対象になってきますし、介護保険料の年額1万4,100円、あるいは医療扶助費の医療費の部分ということになってございます。

ちなみに、年額、基準額と冬季加算で計算した場合には、年額でいきますと、合計88万2,370円になるところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 40年間掛けて6万6,000円と。そして、掛けれなかったんだけれども、そういう人は6万5,210円、そのほか冬季加算額を入れたら88万2,370円ですよ。88万2,370円なんですけれども、それに介護保険料が1万9,400円、家賃は2万4,000円を限度だと。例えば家賃が1万円だとしても、12カ月で12万円と。102万円ちょっとになるんですけども、それはそれでいいんです。保障されているやつですからね。ただ、やっぱり余りにも40年間掛けて6

万6,000円というのは安いんじゃないかと。

確かに、そうやってしまったら、やっぱり40年間掛けたら、まだ8万円だとか9万円の年金になっていいんじゃないだろうかという、そういう市民の声も聞いたもんですから、そこで例えば福祉灯油は65歳以上だったんですけれども、いろいろありますけれども、水道料金、70歳以上で市民税非課税の方は、70歳以上だったら、単身も夫婦も減免の対象になると思うんですけれども、そこら辺どうでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 65歳以上で配偶者が70歳以上、または単身で70歳以上につきましては、軽減の対象になるということでございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今の答弁、単身で70歳以上だったら減免の対象ですよ。夫婦で65歳でも、70歳の人がいれば減免の対象ですよ、そういうことなんですけれども、福祉灯油の場合は、これは65歳以上の単身夫婦で1,896世帯、障害者5世帯、生活保護を入れたら2,247、生活保護を抜かしたら2,067ということで初日に議会で決めたんですけれども、それで、では65歳じゃなくて70歳以上、今言う70歳以上だったら減免の対象になりますよ。そういった中では、70歳以上は単身で1,053、夫婦で611、1,664世帯になるんです。これ、そのときの資料で数字は多少動くと思うんですけれども、そして、そのほかに障害者、母子世帯を入れたら2,015世帯がいわゆる非課税になっているんですけれども、それで、先ほど一番最初に19年度の減免の数が741、そういうふうになっているんですよ。実際に受けようと思ったら受けれる人が、高齢者だけ見れば、70歳以上の単身と70歳以上の夫婦世帯で1,664世帯いると。そういった面では、この減免件数が意外に741というのは少ないんじゃないかと、そのように思うんですけれども、そこら辺どうでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） お答えいたします。

ここの基準日と申しますか、平成19年における軽減世帯数ということで、この時点では朝日町がまだ入っておりませんというようなこともございますし、あるいは共同住宅だとか、あるいは施設入所している数だとか、そういうような若干の違いがあるかと思えます。

ただ、委員おっしゃるとおり、例えば老人世帯をとりまして、一応1,664世帯に対しまして老人世帯の軽減を受けている世帯は平成19年でありますけれども、423件という大きな違いがあるところでございます。ここにつきましては、やはり制度対象になっている方であっても、制度のことがよくわからなくて、あくまでもこちらは申請をいただくもんですから、その申請がされてないという実態があるのかなというふうに考えております。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 高齢世帯で1,664が、実際に受けているのは423ということで、大きな開きがあって、それはやっぱりそれだけ広報とかそんなのに一生懸命周知徹底していると思うんで

す、市民の皆様には。ところが、確かに共同住宅だとかいろいろあると思います。朝日の人が入ってなかったと。それでも、そんな共同住宅で、やっぱり共同住宅の場合は、やっぱりいろいろの方が住んでいらっしゃるから、共同で使うから、10戸入っていたら、10で割ってやると思うんです。そういうのはやっぱり対象になりませんが、でも、それにしても余りにも開きがあるものですから、確かに今言われた広報やなんかで周知して、そして、その対象の人が窓口に来て、そして判こを押して、そのことによって、ああ、この人はそうしたら所得何ぼなんだとか、非課税だとか、そういうのがわかって、始めて出てくる数字がこの741ということですか、生保は別にしまして。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 生保の数も含めて741件ということでございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで、周知徹底ということで、広報でやっていると思うんです。ただ、なかなか気がつかない人もいるでしょうし、それで、今回、福祉灯油で、これは65歳以上なんですけれども、やっぱり申請するわけなんですね、この方たちは。高齢者のあれで、2,000何ぼでしたか、ありましたよね。高齢者で1,664。こういう人たちが、自分が対象になると思って、役所に来るわけですね。もちろん広報にも出すと思うんです。それで、全戸配布すると思うんです。福祉灯油として、福祉灯油助成券を交付しますと。それで、申請が集中するんで、会場を市役所2階で、また上土別出張所とか多寄出張所、温根別出張所、そういうところでやると思うんです。そういったときに、当然、70歳以上の方も来ると思いますんで、その会場で、そういうのを、当然非課税で対象になる人が来るわけですから、ただ、水道の減免の制度は知らなくて、していない人がいるということで、こういう数字になっていると思うんです。そういった面で、周知徹底、この福祉灯油を通じて、水道の減免制度というふうなものも、70歳以上の方々に周知徹底すべきであると思うんですけれども、そこら辺どうですか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） お答えいたします。

PRにつきましては、これまでも広報紙に年2回、あるいは市のイベントなどにおいてパンフレットを渡して広報に努めてきたわけでありまして、ただいまおっしゃいましたように、福祉灯油の支給事業に係る説明会が今度開かれるということもございますので、その説明会、あるいは九十九大学、そういうようなところでわかりやすいパンフレットを作成して、配ってまいりたいと、そんなふうに考えております。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） パンフレットとかつくるのもいいんですけれども、窓口70歳以上の人、当然福祉灯油は65歳以上なんですけれども、当然70歳以上の方も来んです。そういった面では、70歳以上の、先ほども話したとおり、70歳以上の単身世帯は1,053、70歳以上の夫婦世帯は611、1,664世帯、この資料ではね。数字は多少ずれるかもわかりませんが、そういうのがあ



るわけですから、パンフレットをつくるのもいいんですけども、70歳以上の人が申請に来たら、水道の減免について説明もしてあげてやっていただきたい、このように思うんですけども、そこら辺どうですか。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） そのような方向で進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ぜひそこら辺、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、自家用車等の公務使用の検討についてということで、まず使用している、公務員の方が自分の職場に来て、何かの用で自分の車を公務として使わなければならんと。その実態についてお伺いします。

副委員長（井上久嗣君） 出合総務課長。

総務課長（出合孝司君） 自家用自動車等の公務使用の実態ということでございまして、これにつきましては、本年、先月ですが、自家用自動車等の公務使用の実態調査について調査をいたしたところでございます。それによりますと、保育所等々の職場で、回数はちょっと実際つけてないもんですので、詳細にはわかりませんが、使用されたという事実がございました。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） その職場1カ所だけですか、こういう使用実態。自分の車を。

副委員長（井上久嗣君） 出合課長。

総務課長（出合孝司君） 保育所、市内に3保育所と、あと学校の校務補の現場が実際に使っているというような実態がございました。あとコスモス苑、以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） もう増えないですね。

それで、そういう実態があって、やはり一番おっかないのは事故なんですよ。自損自己だったらまだしも、人身事故になったら、これはやっぱり問題にもなると思いますんで、そこら辺、早急にそういう課題を検討すべきであると、そのように思いますけれども、どうですか。

副委員長（井上久嗣君） 出合課長。

総務課長（出合孝司君） 委員の御指摘のとおり、自家用車等で人身事故が発生するということが考えられる割合があるということでございますので、それはもう当然想定されることだということで、ただ、職場の業務実態、どのぐらい年間使うのかというような状況、ただ、公用車を配置すれば一番いいんですけども、やっぱり費用対効果ということで、そんなに使わないところに果たして公用車が適用できるのかどうか、また、はたまた自家用自動車を借り上げるという方法は、実際の問題、可能かどうかといういろいろな問題がございまして、職場によっ

ては、自家用自動車の使用の是非、例えば2～300メートルしかないところで役所に来るのに自家用車に乗って来るはどうかと、そういうような実態もございますので、公用車の使用そのものの是非、また公用車の配置、それから公務で自家用車を使用する場合の課題等々、今後早急に詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ぜひですね、結局、公用車を朝日ですか、朝日総合支所は1台売却したとか、2台を本庁へ移管するとか、そういった面で、できるだけ減らそうという中で、やっぱり何かの用で公務で使わなければならないという、そういうことですから、恐らく今あるところだあって、そんな公用車配置なんてできないと思うんです。ですから、早期にそういうのを詰めて検討してやっていただきたい、そう思います。

以上で終わります。

副委員長（井上久嗣君） 牧野勇司委員。

委員（牧野勇司君） 総括質問をいたします。

19年度の決算状況によれば、今日まで数多くの委員が質問、指摘をされているように、最少の経費で最大の効果を上げるよう努力をされて、この一般会計、特別を入れた普通会計では6億円を超える黒字決算ということであります。しかしながら、もう既に決算が終わっているわけでありましてけれども、病院会計においては、19年度末で13億2,000万円の不良債務ということで、このことについても、どう解消するのかということは、既に各委員からも指摘されているわけでありまして、そういった業務をいかに最少の経費で最大の効果を上げるのかということも含めながら、これから何点かについて総括質問をさせていただきます。

まず、質問の第1点目は、行財政改革にかかわる定員適正化計画の関係についてでございます。

ただいまの田宮委員の答弁で、定数については、平成23年度末で384人という、そういう計画だったんだけど、中途の退職等々を含めていって、もう既に先ほどの答弁で20年4月1日現在で381名になっているので、適正化計画については、上回るような形の中で進捗、遂行されていると、こういう答弁だと思うんです。

それで、決算書によりますと、きのうも答弁出ていたわけでありましてけれども、職員費の給与費のところ、相当不用額が生じています。これは中途採用を含めてだと思っておりますが、ここに掲載されています中途退職による減ということで、これをすべて足しますと、給与、職員手当等々足しますと、2,000万円不用額が生じている、こういうこととあります。それで、平成19年度の定年退職者及び中途退職者の数、それとあわせて18年度、そして現在進行中であります20年度の予定も含めてお知らせいただきたいと思っております。

副委員長（井上久嗣君） 村上総務課主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 平成18年度から20年度までの職員の退職状況につきまして、退職事

由別にお答えいたします。

平成18年度では、定年が14人、自己都合が8人の計22人が退職しております。平成19年度では、定年28人、自己都合等で9人の計37人が退職しており、今年度、平成20年度につきましては、定年が18人、現時点で確認されております自己都合が3人おりますので、合わせて21人の退職が見込まれており、平成18年度から20年度の3年間で80人の退職となるものです。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 平成19年度においては37名が、団塊世代の退職ということを含めて、37名の方々が退職されたということですが、そこで、19年度、9名が自己都合によって中途退職と、こういうことであると思います。これはそれぞれ異なると思うんですね。1年間を通しての数でありますから、いつ退職したかということまでは聞く考えございませんけれども、それぞれ異なった時期だと思うんですが、そこで、この士別市職員の退職勤奨取扱規則というのがあるわけですね。これを見させていただくと、退職勤奨ということで、適用範囲、年齢55歳以上または勤続年数20年以上の者が士別市の職員の定年等に関する条例にかかわりなく中途退職した場合、一定の勤奨率を持って退職金を支給するんだということだと思っておりますが、その第2項に、北海道市町村職員退職手当組合、これの第4条及び第5条の規定を適用すると、こういうふうになっているんですが、この条例はどういう中身なんでしょうか。

それと、例えば55歳で勤奨退職になった場合、どの程度退職金が上積みされるんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 現在、職員の退職手当の支払いに関しましては、北海道市町村職員退職手当組合に加入し、共同処理により支払いを行っているところです。職員が早期退職した場合には、委員おっしゃるとおり、士別市職員の退職勤奨取扱規則に定められております55歳以上または20年以上勤務に該当するときには、優遇措置といたしまして、退職事由として、勤奨退職扱いできることとなっております。また、25年以上勤務し、50歳以上で退職した場合には、基本額についてはありますが、定年までの年数掛ける年2%の加算措置があります。

例といたしましては、退職時の連例が55歳といたしますと、定年の60歳まで5年ありますので、5年掛ける2%で10%となり、1割の加算措置となるものであります。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 中途退職の場合については、例えば55歳であれば1割でありますから、例えば50歳で退職となれば、2割退職金加算と、こういうような計算方式だということだと思っておりますが、そこで、この行財政改革大綱の実施計画を見させていただきますと、早期退職者制度導入の検討ということが項目として掲げられているんだけれども、これはどのように検討がなされ、また現段階においてはどういう考え方でいらっしゃるのか、この点をお知らせ

ください。

副委員長（井上久嗣君） 出合総務課長。

総務課長（出合孝司君） お答えいたします。

職員数の管理につきましては、定員適正化計画に基づいてこれまでも対応してきておりますが、現時点で既に目標数値を達成しておりますことから、職員数の削減の手法として予定しておりました早期退職者制度の導入につきましては、職員数の実態の推移から、まだ詳細な検討には至っていない状況でございます。しかしながら、今後、定員適正化計画の見直しや新たな計画の推進に当たっては、1つの手法として検討が必要と考えているところでございます。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 先ほどの田宮委員の質問答弁にもあったわけでありまして、今のお話ですと、一定程度職員の定員適正化計画の計画を満たしているの、今のところちょっとそこまでは計画されていないんだ、議論されていないんだというお話もあるんだけれども、例えば先ほどお話があった民間委託の関連だとか、あるいは1年、2年、3年早く退職をして、こういう制度があるのであれば退職をして、後進に道を譲ろうかという職員もこれからは出てくるかもしれない。そのことによって、先ほどお話があったとおり、当初予定していたよりも給与、職員手当を含めた不用額が生じ、若い職員の方が採用になることによって雇用の場が拡大をされ、行政の新陳代謝もよくなるのではないかと。そういう視点に立つとすれば、私は退職手当組合で一定の2%程度のものはあるにせよ、別枠として、この早期退職者制度導入の検討については、肩たたきをするのではなくて、こういう制度を土別はきちっと設けますよということについては議論すべきだと思っただけけれども、その点いかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 出合課長。

総務課長（出合孝司君） おっしゃるとおりだと思いますので、これについては継続して検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、去年は3月末をもって定年退職された方が28名いらっしゃるといふことで、自己都合で一緒に退職された方もいらっしゃると思っただけけれども、定年退職日というのはどういう市長のほうからセレモニーが行われて、長年勤められた市役所を後にして、皆さん自宅のほうにお帰りになるようなセレモニーが行われるのでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 定年退職職員に対する辞令交付、職員の見送りににつきましては、以前は定年退職者も少なく、辞令交付後、本庁舎正面で見送りを行っていたこともありましたが、職員の業務への影響等もありますし、最近は定年退職者の数も多くなっておりますことから、現在では、昼休みに会議室で見送りのセレモニーを行っているところでございます。

定年退職者の3月31日の日程につきましては、例年次のとおりとなっております。まず、定

年退職の辞令交付を行い、次に長年の勤務に対して感謝状を授与し、その後、特別職との懇談を行い、正午から退職セレモニーとして花束贈呈、見送りを行っているところです。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 定年退職はそういうことなんで、その答弁でありますけれども、一緒に辞令を受ける中途退職者については、今年の年度末、どういう対応をされたんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 村上主幹。

総務課主幹（村上正俊君） 毎年3月31日の退職につきましては、定年の方と自己都合による中途退職者の方がおられます。中途退職の方につきましては、他の時期に退職された方と同様の取り扱いをしておりますから、一応感謝状につきましては、中途退職される方では、年齢55歳以上、勤続20年以上であれば、感謝状を贈呈するという形でとり行っているところです。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 結局、定年退職者については、先ほど答弁のあったとおりの長年勤めた退職の日にお見送りをすると。中途退職者の方については、今の答弁ですと、何人が一緒に会場にいたとしても、市長が退職辞令をお渡しをして、そしてそこで引き取ってもらうと。ですから、昼食会も花束も皆さんで送ることもしていないと、こういうこれが実態だと思うんですね。

定年退職、実際にそこにいらっしゃる方からこういうお話が出ていたんだけど、やはり同じように長年勤めて、例えばどうしても体調が悪くて、1年、2年早く退職せざるを得ない方もいらっしゃるだろうし、中には、先ほどのお話ではないけれども、逆に後進に道を譲るということで、勇気を持って勇退される方もいるだろうし、かえってそういう方に対する優遇的な対応というのは、私が逆に行政であればとるべきだと、こう思うんですね。ですから、これはぜひこれから中途退職されるという方も、こういう時代でありますから、多く出てくるようなことも考えられますので、ぜひその辺については公平公正なやはり対応というのをきっちりやっていただきたいと思うんだけど、その点はいかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 出合課長。

総務課長（出合孝司君） 毎年3月31日に退職される方については、今まで定年の方と自己都合の方ということで、特に自己都合の方につきましては、1年間通じて、3月31日とも限らないで、通年の中であったもんですから、その方たちと同じような対応ということで、結局、3月31日のときも、定年退職者とは違う、逆に言えば、中途退職者として一律の形で行ってきた状況でございます。

しかしながら、これまで退職者における勤務に対する感謝の気持ちというのは、定年退職者も中途退職者も全く同じであるというふうに考えておりますので、若干勤務年数や年齢等々を考慮した上という形になろうかと思いますが、今年度から3月31日の部分については、定年、自己都合の理由にかかわらず対応できるように実施してまいりたいというふうに考えていると

ころでございます。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは、次に補助事業にかかわる事務費についてお伺いをいたします。

国の補助にかかわる公共事業というのは、こういった財政状況の中で、かなり縮減をされてきてございます。そんな中で、働く皆さん方の職場も非常に少なくなっている状況でありますけれども、19年度の士別市における補助事業、大きな項目を2～3点挙げていただいて、全体の補助事業費の総額並びにその中における補助金額、そして、その補助金のうち、事務費としてどの程度振り分けられているのか、これをお知らせください。

副委員長（井上久嗣君） 法邑財政課主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 補助の建設事業にかかわる分ということでお答えさせていただきますけれども、事業としましては、道路、公営住宅のほか、糸魚小学校の改築、更に公共下水道など7事業ありまして、事業費としましては15億3,000万円、補助金額としましては7億2,600万円、うち事務費ですけれども、3,200万円、更にその事務費のうちの消耗品の部分は1,170万円というふうになってございます。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 実は、既に御承知のとおり、マスメディア、あるいはいろいろなところで報道されていますけれども、会計検査院が12道府県について不正経理が発覚をしたということで、これは大々的に報道がなされている。そんな中で、愛知県についていえば、預けという項目の中で業者に一たん預けて、その中で、パソコン、デジタルカメラ、ロッカー、電気ポット、自転車、いろいろなものが買われているということで、これは指摘をされていると。

北海道においては、補助金を直接関係のない旅費や人件費に充てたということで、これも指摘をされているけれども、北海道にとっていえば、検査院と見解が違うというようなことで議論がされているようなのでありますが、士別市においては、事務費は3,200万円ということでありますけれども、そのうち消耗品が1,170万円、19年度においては計上し、使用されたという答弁であります。こういう預けだとか、業者に一たん預けて、年度を越えて購入するとか、こういうことは士別の場合はございませんよね。

副委員長（井上久嗣君） 富田建設水道部次長。

建設水道部次長（富田 強君） お答えいたします。

補助事業に係る事務費につきましては、年度当初に道との事前協議を経て決定されておりまして、規定に基づき適切に執行されております。

また、毎事業年度完了後には、道の完了検査、更に数年ごとに会計検査を受けているところであり、補助事業の適正執行に努めているところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでわかりました。

行財政改革の中で、コストダウンを図っていくということで、各部単位での物品、資材購入を一元化していくと、こういうことで、いかにコストダウンを図るのかということも19年度もやられていると思うんですね。

以前は財政課のほうに管財担当者というのがおありまして、例えばこういう消耗品関係については、一括そこで購入をして、それぞれ各部に必要な分お渡しをするということでコストダウンを図った経緯があるんだけど、今はこの行財政改革のプランを見ますと、各部で一元化しているんだと、こういうことでありますが、どのように各部で一元化して、こういうものが購入されているのか。

それと、今、事務費の1,170万円については、これは事業を見させていただきますと、ほとんどがこれ、建設水道部の事業なわけですね。ですから、建設水道部については、こういう事務費があるから、一定の購入できるけれども、こういう補助事業のないところについては、なかなか一般的な予算もないわけで、非常に苦しい面もあるのかなと、こう思うんだけど、1つは、各部でどのようにそういうものが購入されているのか。決算書を見ると、各部に一括行政管理費みたいな形で、総務部はこれだけの事務費、消耗品購入するんですよと、こういう決算書にはなっていないわけですね。各款別審査の項目になっているわけです。ですから、各部がどうなのか。

それと、建設水道部は1,100何十万円の消耗品を建設水道部だけで使い切っているのか、その辺はいかがなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） まず、行革の実実施計画にある各部単位での物品の資材購入の一元化という部分、私のほうからお答え申し上げますけれども、いわゆるこれ、今、建設部の次長から申し上げました道路とか公営住宅、そういった部分の補助事業に対する附帯している事務費という意味ではなくて、各部各課で単独の一般的な事業が今、多岐にわたっております。そういった場合、ボールペンとかファイルとか、そういった一般的な消耗品を各事業ごとに予算づけするのではなくて、そうしますとどうしても無駄が生じますので、極力各部の庶務担当課の一つの事業の中に集約しようというような考えで進めております。

これは、その背景といたしまして、土別市のほうで従来の目的別予算、例えば一般管理費とか保健衛生総務費とかという、そういう目で予算管理をしていたわけですが、16年から事業別予算というものに変えたということがありまして、小事業というものがかなり多岐にわたっていると。その中で、その事業ごとに消耗品等を予算づけしますと、どうしても無駄になってしまうというようなことを考えまして、今、それを一元化して行って、発注等も、できればその庶務担当課でとか、各部単位でできればいいという考えです。

例えば、総務部でといいますと、一般管理事業といったところに極力集約していると。あと、保健福祉部でといいますと、社会福祉一般行政経費、それとか児童福祉一般行政経費、保健衛生

一般行政経費といったようなものを事業を起こしまして、その中で集約をしたいと考えております。

ただ、小事業についている、例えばそこで計画書の作成とかありまして、それにかかわる印刷経費とか、そういったものについては、事業、予算が混同しないように、それはそれぞれの予算に張りつけているというような考え方で行っております。

それと、建設水道部以外のその部分ですけれども、先ほど法邑主幹のほうからお答えしましたものは、公共工事の補助事業の事務費ということですが、中には国からの委託やなんかを受けて直接やっている国民年金の關係の事務費、それはソフト事業で徴収事務とか、あと医療給付事業やなんかでも、一定の事務費というものがソフト事業で見られているものもあります。それらに対するものは、それぞれ各所管でその事業の執行に応じた事務の消耗品の購入等、そういったことを行っているという状況にあります。

副委員長（井上久嗣君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 建設水道部關係の事務費でございますが、部の中でも、それぞれ道路、公営住宅、あるいは上下水道ということで、それぞれ事業がございます、それぞれ事業に基づいた事務費ということになりますので、その中で、それぞれ管理を行って、執行をしているという状況であります。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 建設水道部はそれぞれの事業があるので、そこで管理をして、使用しているというのはわかりますけれども、適正に処理されて、それは結構なだけけれども、例えばこれ、会計検査を含めて、やっぱり国に補助制度の問題については、土別市としても、あるいは市長会を通してでも結構なだけけれども、この機会にきちっとやっぱり申し入れするべきだと思うんですね。

やはり事務費というのは、例えば人件費に充てられるのが一番これは有効だと私は思うんです。ただ、消耗品なんかに充てて、それを使い切らなければならないというような、こういう年度内にね。そういう問題もあるわけで、やはり地域性に合ったやっぱり柔軟性のある対応というのをしっかりとやっぱり国なんか申し入れしていくべきだろうと、こう思うんですね。

特に、例えば糸魚小学校なんかを考えると、実際に設計したり、事業を起こす事業については建設部でやるだけけれども、入札執行については総務部でやるんだし、あるいは施設に係るいろいろな運用を含めて、これは教育委員会のほうで担当する。ですから、補助事業一本とってみても、必ずしも建設水道部のこの事業なんだから、そこだけで処理しなければならんという問題では私はないと思うんですね。

もう少し事業は自治体においていえば幅広いんだし、だからそういう意味では、これを機会に、この事務費なんかの取り扱いについて、会計検査院もこういう指摘がされる以上は、自治体としてもしっかりとした方針をやっぱり申し上げながら、事務費の取り扱いについては、要



請なり要望をきちっとすべきだと、こう思うんだけど、無駄を排除するためにもそう思うんだけど、その点はいかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） これは、恐らく今回の全国的な問題で、恐らく総務省のほうも見直しとかそういったものに入ってくるとは考えておりますけれども、財政のほうでも、予算で各部と協議するときに、事務費の関係は、極力その範囲内で、決められた範囲内で人件費に回していただきたいということを各部には話しております。ただ、どうしても各事業ごとに人件費率という補助費で見れる部分が今、それぞれ違うわけなんですけれども、それと、最初に国との事務協議した中で、途中で率を変えられないものがあつたりとかという不都合な面があります。それで、今、委員さんがおっしゃられたように、財政としても、人件費に回してもらえるのが一番ありがたいし、一番有効なのかなというふうに考えておりますので、これらについては、機会があれば、国のほうにそういった改善を申し入れていきたいというふうに考えております。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは、次に母子保健事業についてお伺いをいたします。

成果報告書の26ページに母子保健事業ということで、妊婦健康診査、前期146名、後期133名、超音波19名、こういう報告書が出ています。金額については、総体で出ているものですから、ちょっと内容はこれからお聞きをしますけれども、20年度は後ほどお話ししますが、19年度においては、2回について公費で負担をするというようなことで、妊婦については、今、国で言われているのは、大体14回の定期健診が必要だろうと、こういうお話をされているんだけど、19年度は2回について公費でこの事業を行ったと、2回分についてですね、ということがあります。19年度の出生数と出生地とその比率、それと、あわせて20年度についても、今、途中経過でありますけれども、同じような形でお答えいただきたいと思います。

副委員長（井上久嗣君） 大西保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

平成19年度と平成20年度の出生数についてであります。平成19年度につきましては161名となっております。平成20年度につきましては、4月から9月末現在で70名となっております。次に、出生地についてお答えしたいと思います。

平成19年度につきましては、名寄市で出産された方が72名、全体の44.7%となっております。旭川市内では76名で全体の47.2%となっております。そのほか、道内では9名で全体の5.6%、道外につきましては4名で全体の2.5%となっております。

次に、平成20年度につきましては、4月から9月末現在で、名寄市では34名で全体の48.6%、旭川市内では30名で全体の42.9%、そのほか道内では5名で全体の7.1%、道外では1名で全体の1.4%となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 出生地については、土別で出産できない状況になっているということであり、名寄が44～50%弱と。旭川を中心に、その他で50%と、こういう実態であるという今の報告であります。

それで、平成19年度に、先ほど申し上げたとおり、公費負担で2回健診が行われているわけであり、19年度に、もちろん市立病院も産科あるわけであり、土別の市立病院でも健診はできるわけなんです、土別の市立病院でどのぐらいの割合が健診され、あるいはその他ではどういう割合なのか。これ、19年度と20年度も途中経過だと思うんですが、20年度についても数値をお知らせください。

副委員長（井上久嗣君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

妊婦健診の受診先についてであります、平成19年度につきましては、前期受診者が土別市立病院では43名、そのほか103名で、合計146名となっております。後期受診者につきましては、土別市立病院では41名、その他92名で、合計133名となっております。それから、35歳以上につきましては、超音波検査を受けることができまして、その受診者につきましては、土別市立病院はゼロ名、その他19名の合計19名となっております。合計、土別市立病院で受診された方は84名で、全体の28.2%であります。その他合計で214名となっておりまして、全体の71.8%となっております。

続きまして、平成20年度の4月から9月末現在の状況をお知らせしたいと思います。

1回目受診者につきましては、土別市立病院が26名、その他35名で、合計61名、2回目受診者につきましては、土別市立病院が22名、その他40名で、合計62名となっております。3回目受診者は、土別市立病院が17名、その他46名で、合計63名となっております。4回目受診者につきましては、土別市立病院が25名、その他44名で、合計69名となっております。5回目受診者につきましては、土別市立病院がゼロ名、その他56名の合計56名となっております。今年度からは、超音波検査は全員1人1回検査ができまして、超音波検査の受診者につきましては、土別市立病院が20名、その他14名で、合計34名となっております。1回目から5回目と超音波検査合わせて、土別市立病院は110名受診しておりまして、全体の31.9%となっております。それ以外のその他といたしまして、1回目から5回目、超音波検査合わせると、235名となっており、全体で68.1%となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） やはりこの妊婦健診の受診先の今、説明があったんですけども、市立病院を利用されている方については30%前後と、19年度、20年度の両方見ましてね。だから、やっぱり出産する病院にやはり妊婦さんはかかりたい。例えば、名寄で出産を予定するのであれば、検査も名寄に通いたい、あるいは旭川に通いたい、こういう方々が全体のやはり7割前後

いらっしゃるという、こういうお話ですよ。

それで、19年度に公費負担2回行われたんでありますが、この決算額と、2分の1交付税で入ってきていると思うんでありますけれども、交付税が2分の1でどのくらい入ってきていらっしゃるのか。それと、今、進行中ではありますが、20年度については、5回について拡大をして公費負担ということで、2分の1は交付税で賄えますという、こういう国のほうの考え方だったんだけど、20年度については、この妊婦健診にかかわる5回の公費の市の予算が幾らで、うち交付税がどの程度と見込まれているのか、この点いかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 岡保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） 19年度の実績の数値でお答えいたしますと、市で支払った予算額の合計は、前期146名で100万5,000円、後期133名で87万6,000円、超音波検査19名で10万1,000円、合計198万2,000円となっております。

また、20年度の予算額としましては、1回目から5回目まで、各180名の予算措置をしております、これについては372万1,000円、あと超音波検査につきましても、経過措置の10名分を含めまして190名で100万7,000円の合計472万8,000円を予算措置したところでありますけれども、交付税の算定の部分につきましては、財政課のほうで調べていただいたんですけれども、妊婦健診ですとか乳幼児健診全部含めた金額になっておりまして、この妊婦健診にかかわった分の詳細な金額というのはわからないというふうに聞いております。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 19年度が約200万円、20年度が470万円ということでありまして、この2分の1は国から交付税が入っているというふうに思いますんで、そういうことだと思います。

それで、今、国は、第2次経済対策ということで、この追加経済対策の中で、補正予算については、昨日、麻生総理が通常国会1月召集早々にでも経済対策を提案したいと、こういう補正予算を組むようであります。今の追加経済対策の中で、この妊婦健診について、14回まで全額公費負担、こういう内容が既に盛り込まれているわけですね。

例えば、これが、ましてやいつこれが最終的に予算が通って、実施されるのかというのはまだ不明でありますけれども、出されている内容によりますと、本年度中から2カ年間については公費負担にする、こんなようなものが出されているんだけど、例えば国が14回すべて公費負担、2分の1ですね、ということになりますと、土別市は、同じように2分の1負担して、全額無料ということで実施する計画はあるんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 岡所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

ただいま牧野委員からお話がありました政府案のまず内容についてでありますけれども、11月7日に名寄保健所から提供されました情報によりますと、平成20年10月30日に新たな生活に関する政府・与党会議、経済対策関係閣僚会議合同会議に決定された出産、子育て支援に妊婦

健康診査の公費の負担の拡充が盛り込まれております。この内容によりますと、妊婦が健診費用の心配をせずに、望ましいとされる14回の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充するとされており、現在、地方財政措置がされていない残りの9回分につきまして、平成22年までの間、国が必要経費の2分の1を補助し、残り2分の1は市町村負担となりますが、この市町村負担分についても、地方財政措置により支援するとされておりますが、内容については不明となっております。

そこで、この制度が実施された場合の土別市がどう対応するかというお話でございますけれども、政府与党案のとおり制度が決定された場合につきましては、市町村の財政負担を伴わずに、全額公費負担により妊婦健診ができることになるかと思っておりますけれども、そうなった場合には、公費負担の拡大により、経済的側面での子育て支援を行い、妊婦の方々が安心して出産できる体制づくりは重要と考えております。そこで、本市におきましても、妊婦健康診査の公費負担を14回分に拡大して実施することが望ましいと考えております。

しかしながら、妊婦健診の公費負担を拡大して実施することになりますと、現在、妊婦健康診査と同様に受診券により健診を実施するためには、道内の医療機関と新たな契約など、健診体制の整備が必要となりますことから、道が市町村を代表して残り9回分の健診項目、健診料などについて、北海道医師会などと協定を締結し、健診体制を整備する必要があります。また、この制度の実施期間が平成22年までとなっておりますので、23年以降の事業継続や補助基準に加え、9回分の健診料なども現段階では明らかになっておりません。

こうしたことから、今後、この制度の詳細な内容の把握に努めるとともに、道の健診体制の整備状況と他市の動向等を考慮しながら、妊婦健康診査の全額公費負担実施に向け、検討いたしてまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 現在も国から5回分については公費負担ということで、交付税で2分の1措置されているんだけど、交付税というのは、必ずしもそれを強制するものではなくて、各自治体の施策の範囲の中で、例えば5回といっても、1回、2回しかやっていない自治体もあるし、さまざまだと思うんですね。

例えば、国がこの機会に、2分の1交付税で負担するから、この事業を、母子ともに健全な元気な子を出産するために、こういう健診制度をきちっと設けると。2分の1は国が補てんします、2分の1は自治体で何とかしなさいとなったとき、国から補てんあろうがなかろうが、2分の1は自治体で負担するという決意があれば、例えば残り2分の1は本人負担としても、14回については一定の補助政策も生まれるんですね。

土別においては、産婦人科があって、分娩もできたと。しかし、今、先ほどからのお話のとおり、例えば健診にしても、あるいは出産するにしても、地元で健診も3割程度だし、出産については名寄、旭川ということで、経済的、肉体的、精神的負担というのは、もちろんかなり

家族には多いわけですね。ですから、私はやはり次世代を背負うお子さんでありますから、元気に出産をしていただくということも含めていけば、国のこういう政策も確かにあるけれども、新年度からやはり一歩でも踏み込んで、もう少し補助制度を厚いものにしていくということも必要ではないのか、そう思うんだけど、その点について、もう一度お伺いしておきたいと思います。

それと、もう一つは、この機会に言っておきますけれども、全国さまざまなんです。例えば、14回のうち5回については、調べてみますと公費負担、残り半額は各自治体で負担をして、それぞれしているということもございますし、ですから土別でも、ぜひそういう意味で、新年度、一歩踏み込んで、この補助制度を充実していただきたい、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今、牧野委員からいろいろ妊産婦健診の関係のお話がありました。

今、うちのほうは5回ということで、道がそれぞれの医師会と協定した金額という範囲の中で措置をしていると。ですから、道が医師会と協定している金額というのは、全国的に見れば、必ずしも一致をしていない状況もあるかと思います。ですから、交付税で半分補てんをするという趣旨にはなっておりますけれども、それを基礎を実際に出生した、妊娠された妊婦さん方の実数をもってやっているということではありませんから、全体的な人口の規模からいって、今の現状の出生率、それから起算して、大体この程度だろうということで、今、いろいろな健診の中に組み込んで、そういう経費が算定されているということでございます。

一方では、お話にもありましたように、交付税で算定されたからといって、それを必ずしもその事業に充てなければならぬという意味からいくと、交付税の趣旨としてはそういうふうにはなっていないという一方の側面もありますけれども、そういったこともあるわけでありまして、こういった政策については、当然大事な施策、これからの少子化の対策ということについては、極めて重要な施策であるというふうには認識をいたしております。

ただ、先ほど岡所長のほうからも御説明申し上げましたとおり、自治体独自でという形になりますと、いろいろな面でそれぞれの単価等々についてもいろいろな問題があるだろうと。一番いいのは、北海道が今と同じような形で協定単価というものを設定していただくということがまず第一ではなからうか。それと、今話にありましたように、今、国では5回分の交付税措置をしておりますけれども、実際には2回しかやっていないとか、そこまでいっていない。一方では、話がありましたように、それに加えて実施をしているという自治体もさまざまでございます。それらについては、十分財政状況等々とも勘案しながら、一歩でも二歩でも前進できるような方向で検討いたしていきたい、そういうふうに思っています。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひ新年度も補助の枠が少しでも広がるように、そういう形で進めていただきたいと思います。

副委員長（井上久嗣君） ここで午後3時まで休憩をいたします。

（午後 2時41分休憩）

（午後 3時00分再開）

副委員長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。牧野委員。

委員（牧野勇司君） 続きまして、公営住宅行政についてお伺いをいたします。

決算書によりますと、公営住宅の建設ということで、18、19年度2カ年事業ということで、北部団地が1棟40戸が19年度に完成をしています。その中で、19年度における事業費は3億2,900万円ということで成果品が提出されているところであります。

公営住宅につきましては、低所得者に対して低廉な家賃で安定した住宅を提供するというところで、今日まで多くの資金が投入されて、土別地区でも朝日地区でも建設が進んでいるわけですが、平成19年度に完成いたしました北部団地、1戸当たりの平均建設価格というのは一体どのぐらいになるものなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 森建築課主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

平成18年度から19年度の2カ年事業で建設いたしました北部団地D棟の40戸の建設費は、本体工事費6億4,081万5,000円であり、これを40戸で割りますと、1戸当たりの平均建設費は1,602万円となっております。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 平均で1,600万円でありますから、3LDKなんかになりますと、2,000万円近いと思いますし、それぞれ格差、平均で1,600万円ということでもありますけれども、そこで土別市の住宅の種類の現況なんでありますけれども、持ち家住宅、公営住宅、民営の借家ということで、それぞれ比率はどのぐらいになっているんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） ただいま資料をとりに行っているところでございますので、もうしばらくちょっとお待ちいただければと思います。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 持ち家あるいは民営の借家でいえば、それぞれ固定資産税が納入される、市にとってみればですね。公営住宅については、多額の資金を投入をし、住宅は建設はするけれども、そういうような資産税なんかは一切入らないわけですね。ですから、やはり入っていただく方も、きちっとやはり家賃を納めていただくというのがこれは基本だと思うんですね。

そこで、減免をする条例の項目もあるわけでありまして、ですからそういう形のことも踏まえて、何点かお伺いをいたしたいと思いますが、決算書によりますと、市営住宅の使用料が、

収入未済額、これが現年度分で462万3,000円、滞納繰越分で529万3,000円、それと不納欠損額が37万5,100円、こういうことで決算書が提出されてございます。それで、この未収金についての収入増に向けた対策については、昨日から伊藤委員、斉藤 昇委員、各委員が税の問題を通して、対策なんかについて答弁を求めていますので、多分同じような取り計らいがされていると思いますから、そこまでの答弁は求めませんが、そこで不納欠損37万5,100円の内容についてお知らせいただきたいと思うんです。

副委員長（井上久嗣君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） 平成19年度に不納欠損となった対象人数は6名であり、延べ22カ月分となっております。その内容としましては、3名、13カ月分は生活困窮者、1名6カ月分は死亡、1名1カ月分は他町に転出、もう一人の1名は、2カ月分は朝日地区の市営住宅に転居となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 富田建設水道部次長。

建設水道部次長（富田 強君） 先ほどの土別市の住宅の一般世帯、それから持ち家とかという関係なんですけれども、こちらで平成17年度で押さえた数字がございまして、それにつきましては、一般世帯が9,291世帯、それから持ち家6,316、それから公営の借家が1,216、民営の借家が1,130、それから給与住宅が542、間借りが87ということで、合計が9,291というふうになっております。

それで、パーセントを申し上げます。持ち家につきましては68%、それから公営の借家につきましては13.1%、民営の借家が12.2%、給与住宅が5.8%、間借りが0.9%、以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 大体持ち家が7割弱ということと、民営借家が12%ぐらいということでありまして、80数%については、本来の、一部では税が市に入ってくる住宅と、こういうことでもありますね。

それで、今、不納欠損のお話をいただいたんですけれども、この方々というのは、もう居所不明者なんでしょうか。それとも、実際に入居されている方なんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） 先ほど話しました6名につきましては、3名の生活困窮者は現在も市営住宅に入居しております。1名は死亡、1名は他町に転出、最後に1名は朝日地区の市営住宅に転居ということでなっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、住宅の条例の中に減免規定というのがございまして、所得なり、あるいはいろいろな生活状況によって減免するようなシステムがあるんでありますけれども、

19年度において、土別地区と朝日地区に分けまして、減免件数、減免額、それと土別地区、朝日地区それぞれの管理している戸数、それと減免割合、これについてお知らせください。

副委員長（井上久嗣君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

平成19年度の住宅使用料のかかわる減免件数、減免額、また管理戸数に対する割合なんですが、土別地区は101件、814万4,000円、これは世帯数で割りますと、9%に相当する戸数となっております。朝日地区、96件、1,204万2,000円、これは管理戸数に対する割合は8%となっております。合わせまして197件で2,018万6,000円となっております。これは全体的に17%に相当する世帯となっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 朝日地区についていえば、今、管理戸数幾ら、何戸なんですか。17%ということは、減免管理戸数、入居している方に対する減免割合が17%というとらえ方ではないんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

ただいまの9%、8%、そして合計の17%につきましては、土別市全体の戸数で割り返しているものですから、朝日地区につきましては、216戸のうちの96世帯ということでございますので、44.4%が朝日地区でございます、土別は10.99ですから、11%程度が土別地区の減免率でございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 土別が減免割合ですね、入居されている方の減免されている率でありますけれども、11%。101件で814万4,000円減免していますよと。朝日地区は44.4%と言いましたか。入居者の方の4割以上の方が減免されていると。金額は1,200万円ということで、私は非常に不思議だなと思って、これは資料を調べますと、規則の中で、合併以前の減免の範囲ですね、入居者の所得のとらえ方、これが若干違っているということで、合併されて、今、激変緩和措置をとって、4年、5年後にこれは同じような率に持っていくんですと、こういう事前の説明がありましたんで、それは条例なりを読ませていただくと、私も理解できたんですが、そこで、先ほどの不納欠損されていて、なおかつ入居されている方については、これは条例あるいは規則で言う減免措置というのは、この方々には該当しないんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

先ほど申しあげました3名入居していると申しあげましたけれども、この3名の中には減免している世帯はありません。



以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 先ほど、入居されている方が3名で、朝日の市営住宅に入居されている方が1名ということですから、市民でいえば4名ですよね。条例上は、生活が厳しい、収入によってですね、あるいは病気をしたとか、いろいろな条項によって、先ほど言われたように、土別地区、朝日地区を合わせて約200件。ですから、件数でいいますと、1,000ちょっとの管理戸数の中での200件近いところが減免の対象になっているわけですね。100%減免、あるいは80%、100%というのは少ないと思うけれども。

では、この入居していて、なおかつ不納欠損をしなければならない。不納欠損をするということは、この方々というのは、生活が急に厳しいということで納められないとするならば、私の減免の対象になる方でないかと思うんだけど、なぜこの方々というのは一部減免もされないで、そして件数的には以前から見るとずっと少なくなってきた、努力されているのはわかるんだけど、どうも入居しながら減免対象にもならない、不納欠損になってしまう、こんな現象が起きてよしいんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 現在につきましては、低所得、生活困窮ということで、現年度家賃などにつきましては減免をされている方はいらっしゃいますけれども、この不納欠損になった月の部分については減免対象ではなかったという先ほどの答弁でございまして、当然生活が実態が苦しいということで、減免の対象になっている方も現在の部分についてはございます。不納欠損になった5年前の時点では、残っている家賃に対しては減免対象になっていないといえますか、申請が上がってなかったという実態はあるという中身のことでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 土別市営住宅家賃滞納者に対する滞納整理要綱というのが実はあるんですね。これは、3カ月以上滞納した方については、きちっと期限を決めて催促をすると、ここから始まるわけですね。催告をするというところから。そして、明け渡し請求なり、あるいはこれは裁判所に対する強制執行の手続だとか、いろいろなものがあるんですが、この未納者に対しては、あるいは悪質滞納者と皆さん方が考えられる方については、一定の、先ほど申し上げたとおり、市営住宅、公営住宅の建てられた基本からいきますと、やはりきちっと払っていただくというのが原則だと思うし、払えない方については減免するというのが、そういうシステムになっているわけでありますから、こういう滞納整理要綱もあるんだけど、こういうものというのはどういうふう考えられて、どういうふうに行われているんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 滞納要綱の規定にのっとりまして、基本的に順序を追って督促を

いたし、それにこたえられない場合につきましては、催告を通知をいたします。催告をなおしても、なおこたえていただけないような場合については、特別催告ということで、内容証明付きの郵便によりまして支払いを要求しているところでございますけれども、これを越えて、その間、徴収あるいは納付相談というようなことで個別の対応をしているわけですが、なかなかそこでも納めていただけないという場合につきましては、分割納付の相談も含めてやっているところでございます。

基本的には、三月以上滞納になった場合には、そういう文書によって請求をいたしております。それが何度出してもこたえていただけないような場合については、明け渡し請求という形になるわけでございますけれども、それについては、議会の議決も必要だということで、なかなかそこまでは現実問題としては至っていないと。そうならないうちに、一部分でも納めていただくような対応を図っているところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、2カ月分入居されるときは敷金をいただいていますよね。例えば、こういう不納欠損が起きるとい場合、その方々の敷金は一体どうなっているのか。

敷金というのは、退去するときに、その分修繕費も含めて、それで整理できればお支払いする、こういうことだと思うんだけど、敷金というのは、今、条例上あるんだけど、残高がどのぐらいになっていて、運用はどうされているのか。あるいは、こういう不納欠損される場合については、こういう敷金の流用だとか、あるいは以前も私、申し上げたんだけど、必ず連帯保証人というのがついていて、そういった方々への催促だとか、そういうことも含めて、とりあえず入居されながら不納欠損になっているこの方々については、今言ったような敷金流用なんかできないんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 退去の折には、未納であります家賃に充てるということは可能でございますけれども、入居中にそれを振り向けるということは、ちょっと難しいのかなと思っております。

金額につきましては、19年度末でございますけれども、3,936万3,000円の敷金の額というふうになっております。

（「保証人は」の声あり）

先ほどの部分では、当然御本人が連絡もとれずとか、なかなかこたえていただけない場合については、保証人さんをお願いをしているところでございます。

ただ、保証人さんにかわって払っていただいたところまでは、実際は1件も現在ない。請求はしております、間に入っていたり、お骨折りをいただいているのは事実なんですけれども、なかなかまだそこで実際生活をされている入居者の方がいらっしゃることといえば、すべて保証人さんに肩がわりをいただいているところまでは行っておりません。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） いずれにしても、私が指摘したいのは、生活困窮で家賃を払えないのであれば、これは不納欠損になってもやむを得ないと私は思うんですよ。しかし、不納欠損になる前に、やはり減免措置というのがあるわけであって、そういうものを有効に活用するというのと、それともう一つは、先ほど言った連帯保証人が何のためについているのかという問題もございまして、それから、この現年度分と滞繰分を入れますと、2億円弱の調定額ですか、2億円ちょっとですね。調定額に対して、収入未済額というのは約1,000万円ぐらい現年度と滞繰を入れるとあるわけであって、そういう意味では、先ほどからも出ていたとおり、しっかりとした家賃を納めていただく収納体制をとっていただきたい。

それと、多額のやはり税金なりを投じてこの公営住宅というのは建設されるわけだから、その辺は、入居者についてもしっかりと意識をしていただいて、家賃の納入はしていただく。もちろん減免規定あるんだから、生活困窮者についてはしっかりと減免もしていくということで、整理をよりしていただきたいと思うんです。

それで、来年度からですか、家賃制度が改正になりますよね。これは政令月収ということで、今は国の法律でいきますと月20万円以下の方が入居の対象と、こうなるんでありますが、今度は、来年から15万8,000円以下の方ということになりますから、そういう意味では、より絞られて、より生活困窮者に対してこの住宅に入っていただくという制度になると思うんですね。

それで、士別の場合は、今、公開抽せんやっているんだけど、公開抽せんの倍率と、それと最高落選者は何回程度落選されているのかということと、何回落選すれば、今度優遇措置の中で入居できるのかということと、この制度が、政令月収が下がることによって、来年度からこの倍率はある程度下がるのかどうなのかということ、この点はいかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） お答えします。

19年度の入居申し込み件数に対しまして、306件がありました。延べ件数でございます。これが、公募戸数が149戸、応募者数が306件ということで、倍率は2.1倍になっております。

あと、抽せん倍率の優遇ですけれども、5回以上落選されますと3倍というようなこと、それから4回落選は2倍、過去1年間ということであります。過去1年間で5回落選された方は3倍になります。ということになっております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 例えば、5回落選ということになりますと、3倍ということは、抽せんが今度3回プラスアルファ多く引けると、そういう意味ですね。そうなりますと、何回落選すれば、例えば条例上は、例えばこういう方については、余り多く落選の方についてはきちっと書いてあるんですよ。優先的にやはり入居してもらわなければならない状況もあるだろうとい

うふうなことが書いてあるんだけど、この辺の何回というこういう決め方というのはないんですね、そうなる。

副委員長（井上久嗣君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） ただいま申し上げました過去1年間において5回以上の落選された方については、抽せん倍率を3本プラスして行うということで、優遇の措置をとっているところでございますが、このところ、この1年間ほど、そういった連続して申し込みをされて、落選されている方はちょっといないんですけれども、過去におきましては、5回以上落選の方のみの公募、同じような住宅が2戸以上あって、同年度で同団地で2カ所公募ができるようなときについては、そのうちの1戸を5回以上落選者専用の公募に当てて、入居が促進されるように行っております。

なお、その方については、落選されたら、一般のほうにも2回目の抽せん会に行けるということで、一般公募者に比べて、多選落選者については優遇がとれるような手法は投じているところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 来年度から入居者について収入制限が変わるということで、例えば今までも、例えば入居したいということで申し込みありまして、抽せんに落ちた方も、今度は抽せんもできない、入居できないという厳しい制度になりますね。これは、低所得者にきちっと住宅に入っていただくという法律の方針に基づいてこういうこと、改正になると思うんですね。

それで、この改正になることによって、現在の収入超過者の数、収入超過者というのは、入居して3年間入居されると、収入がオーバーすると収入超過者ですね。今度、高額所得者になるんですか。収入超過者、高額所得者については、明け渡し請求をしなければならんと、こういう法律もあるんだけど、土別における現在の収入超過者、高額所得者、それと新年度からどの程度これが収入基準が変わることによって増加するのか。増加した皆さん方には、市は明け渡し請求等々も含めてどういう対応をしていくのか、この点はいかがなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） 現在における収入超過者並びに高額所得者の数でございますけれども、今現在でいきますと、収入超過者は50世帯、高額所得者は9世帯となっております。

今後、このような方につきましては、明け渡し請求等々も踏まえるんですが、今回の改正の内容としましては、入居者の負担が急激に増える場合には、激変緩和措置ができることになっており、5年間で本来家賃にしていくということになっておりますので、5年間は様子を見るというようなことになるかと思えます。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 一般の入居されている方については、当然今度は収入基準が変わって、例えば今まで月1万円の方が1万1,000円になるだとか、こういう方々については、激変緩和措

置で5カ年間なりで家賃については激変緩和措置を講じていく、こういうことだと思っただけ  
れども、収入超過者とか高額所得者もそういう計算なんですか。

副委員長（井上久嗣君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） 収入超過者も高額所得者も、5年間の激変緩和措置があるとなっ  
ております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） いずれにいたしましても、既に入居者の方々には、あなたの例えば家賃に  
ついてはこう変わりますというような、こういうパンフなんかももう配布をされているし、こ  
れから問い合わせもあると思うんですね。やはり先ほど言われたように、どうしても入居した  
くても外れるという方もいらっしゃるわけで、そういうためには、こういう高額所得者につい  
ては、申しわけないけれども、そういう方に譲っていただくという、そういう姿勢も私は必要  
だと思うんですね。

それで、総合計画によりますと、約30億円を投入して、市営、公営住宅の今後整備だとか、  
あるいは改修を10カ年計画でやっていくと、これが総合計画の基本となる計画になっています  
よね。それに基づいて、今回、私ども議員に、あるいは全戸に配布されています土別市住宅マ  
スタープラン、あるいはストック総合活用計画、これらについて、どこのものをどう改修して  
いくのかだとか、いろいろな計画は出ているんでありますが、これは別な機会にまた質問なり  
させていただくとして、例えば、今、北部団地の建設も一定程度めどがついてくると、今度、  
計画的にどこの位置、どこの位置というふうにこのマスタープランで出ているわけでありま  
すが、やはり子育て支援住宅だとか、あるいは高齢者共同住宅だとか、あるいはUターン者だ  
とか、あるいは移住者だとか、いろいろな時代のニーズ、まちづくり計画に合わせた住宅の建設、  
あるいは修理なんかも必要になってくると思うんですね。そういう意味では、この計画を実施  
するに当たっては、各学校範囲の人口誘導政策、そういうものもしっかりと押さえつつ、進め  
ていただきたいと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 森主幹。

建築課主幹（森 哲雄君） マスタープランについての御質問でありました。

特に、町中居住の推進にかかわるいわゆる公営住宅の整備につきましては、にぎわいと活力  
を生み出す住環境づくり、あと安全で利便性の高い住まいづくりなど、基本方向を見据えなが  
ら、関連部署、関係機関との連携を図り、検討してまいりたいと思います。

また、子育て支援住宅の整備につきましては、平成21年度以降に整備する公営住宅からユニ  
バーサルデザイン、いわゆるできるだけ多くの人利用可能であるようデザインすることとい  
うような導入が義務づけられることになるため、今後の整備する住棟の一部を子育て支援住宅  
とするなどの検討、更には既存住宅の入居についての抽せん倍率を上げ、入居しやすくするな  
どの対応も検討してまいりたいと考えております。

また、これらのことは、士別市総合計画との整合性を図りながら、推進してまいりたいと思っております。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは、次の最後の質問に移りたいと思います。

デイズ食品の士別工場の閉鎖にかかわる問題について質問させていただきます。

第4回定例会の初日の行政報告で市長のほうから報告がございました。その1項目として、このデイズ食品工業の閉鎖にかかわる経過ということで説明がございました。来年3月をもって閉鎖をするという問題、それから年間出荷額は13億円、それから季節雇用やパート従業員を踏め、約110名の従業員が就業しているということで、本市としても大変な問題だと、影響を与えるということで、善後策を検討しているということで市長からの行政報告がございました。

それで、この行政報告どおりだと思うんですが、平成19年度における従業員数は、ここに記載のとおりでよろしいのか。あと、出荷額もこれでいいのかどうか。

それと、110名というふうに従業員が就業されているんだけど、平成19年度110名に支払われた給与支払い総額というのは幾らぐらいになるのか。

それと、デイズ食品については、50年以上にわたって第一次産業の付加価値産業として本市に極めて関連の深い企業でありますし、そういう意味では、今回、工場を閉鎖するということは極めて残念でないわけですが、市内に与える経済的な影響、例えばあの施設はどの程度の固定資産税が市に納められていたのか、あるいは19年度における法人市民税は幾らぐらいだったのか。これは公表できる範囲で結構でありますから、今の質問について、公表できる範囲でお答えください。

副委員長（井上久嗣君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

デイズ食品士別工場の現状についてでございます。

まず、従業員の関係でございます。正社員につきましては9名、長期臨時職員については4名、季節従業員につきましては97名、そのほかにアルバイトという形で6名いらっしゃいまして、アルバイトを含めまして116人ということでお聞きしております。

それと、今お話しされました製造品の出荷額ベースでいきますと、年間約13億円、それとこれら従業員に払われました年間給与の支払い額、総額といたしまして約1億7,000万円ということでご聞いているところでございます。

それと、市内経済への及ぼす影響ということでございますけれども、主にイワシとサンマの缶詰製造を3月から12月まで操業しておりまして、主にこの缶詰にかかわるパッケージ等の製品については、市内からの調達はございません。そのほか、給与費はもちろん、光熱水費等については、市内ということで、ただ一点、魚を処理する段階でごみといたしますが、魚を処理す

るかすを処理しなければならないということで、紋別のほうに運んでいる業者がいるということで、そういった業者がちょっと影響を受けるんじゃないかなと思っているところでございます。

税についてお尋ねがございました。固定資産税なり法人税なり住民税につきましては、個人情報取り扱いということでございますので、ここではちょっと明らかにできないということをお理解いただきたいと思います。

以上でございます。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 116名の皆様方に支払われた給与支払い総額が1億7,000万円ということでありますから、相当な額が支払われていて、そこで働いている皆さんが生活をするためにそれを活用するというのでありますから、本市に与える経済的波及効果というものは抜群なものがあつたと思うんであります。極めてそういう意味では残念なでありますけれども、今は確かにサンマ、イワシの缶詰であります。以前はこの会社は第一次産業に関連する加工産業として立地された経緯があるわけですね。そういう意味では、その立地したときの固定資産税の免除だとか、本市の条例に基づく。あるいは、一時はホワイトアスパラの機械の導入もされたようでありまして、あるいはスイートコーンの栽培奨励なんていうのも、ずっと本市も行ってきたわけでありまして、そういう意味では、本市がこのデージーに対して支援をしてきた内容と金額はどのぐらいになるのでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） デージー食品に対するこれまでの支援についてでございますけれども、まず本市の企業立地促進条例に基づきます固定資産税の免除というのがございます。これは、施設を整備あるいは施設を増設した場合の固定資産税を3年間にわたって免除するという制度でございますけれども、これにつきましては、昭和57年から59年までの3年間、平成元年から平成3年までの3年間、平成12年から14年の3年間ということで、それぞれ投資額に応じて固定資産税の額も違うわけでありまして、最初の57年から始まった3年間については約1,500万円、平成元年からの3年間については約170万円、平成12年からの3年間につきましては130万円ということで、固定資産税の免除額につきましては、約1,800万円ということでございます。

それと、もともと、先ほど室長のほうから魚の缶詰をつくっているということでございますけれども、当初は、お話のとおり、アスパラガス、あるいはスイートコーンの缶詰をつくっていたということでございますので、その作付に対するそれぞれの事業がございまして、年代で申しますと、昭和58年から平成16年度まで、それぞれの時代におきまして内容は多少違うんでありますけれども、アスパラにつきましては、アスパラの省力化のための機械の導入、あるいは作付の奨励、団地化の推進のための奨励事業、あるいはアスパラの品質向上のための事業というのもやっております。それと、加工用スイートコーンにつきましては、栽培奨励という

ことで、それぞれ昭和58年から平成16年まで事業をやっておりまして、総額にいたしますと、約3,500万円ということでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 1,800万円と3,500万円ということで、5,300万円の支援策が講じられていたと、こういうことでありますね。

それで、去年の10月ですか、マル八とニチロが経営統合されて、北海道には16のそれぞれ工場もそれぞれの自治体で設置されているということで、それが再編統合されるというような話も出てきて、北海道では、調べますと、8月に道にマル八ニチロ対策連絡会議というのが設置されているんでありますけれども、この北海道の連絡会議と本市は8月以降、どのような連携がとられてきたのでしょうか。

といいますのは、市長の行政報告でもそうでありますし、10月31日に問答無用に社長が士別から撤退、士別の工場を閉鎖をするんだ。ひいては、次の日に、これまた雇用している従業員の方に解雇通告をしている、こういうお話でありますから、既にもう北海道にもこういう連絡会議が立ち上がっていたにもかかわらず、その間の連絡体制というのは一体どうなっていたのか、その辺はいかがなんでしょうか。

副委員長（井上久嗣君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 道との連携のお話でございますけれども、マル八ニチロの工場、今お話のとおり、北海道の中に16ありまして、再編によって、北海道の経済に大きな影響があるということで、北海道としても、マル八ニチロ対策連絡会議を設置いたしております。

この連絡会議につきましては、経済部の産業振興課を中心にしまして、農政部、それから水産林務部、更には上川支庁を初め、9つの支庁、それから東京事務所、これで構成されておりました、道内工場の集約化への情報収集ですとか対応に当たっているということでございます。

そこで、上川支庁につきましては、富良野のデイジー本社との情報交換を行っているということで、本市としても、上川支庁とこれまで情報交換を行ってきたわけでもあります。先般、この11日になりますけれども、上川支庁長が本市に来られまして、今回の対応についての支援、それから協力ということも本市からもお願いをしてきた経過もございます。

また、副知事がマル八ニチロのほうの本社を訪問いたしまして、北海道の経済に影響がないようにということでの要請も行っているというふうに聞いてございます。

そこで、今回のこの再編計画については、市へ通知があった日と同じ日に道にも通知があったということでお聞きをいたしております、この計画が示された後につきましても、道とは連携をしながら、情報交換しながら、対応に当たっていくということで考えておるところでございます。

以上です。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。



委員（牧野勇司君） 後ほど今後の対応策を含めて北海道との連携も必要だということは申し上げようと思ったんですが、それは後ほど聞くとしたしまして、1つ問題になってくるのは、やっぱり雇用対策でありますよね。これ、あの工場を今後どうしていくのかという、これはまた別問題として、今いる方々は解雇になるわけにありますから、それで、この雇用対策についてどういう説明会なりを今後開いていく計画でいるのか、これが1つ。

それと、やっぱりこういう大きな会社が撤退をするなんていうことになりましたと、やっぱり議会なり市民に対して市長も明確に、すぐ議会に対してもお話がありましたし、あるいはマスメディアを通して理事者の考えも訴えているわけでもありますけれども、例えば商工会議所、あるいはJ A北ひびき等々を含めた産学官のやっぱり連絡会議というのをしっかりと持って、やはり情報をきっちり共有化しないと、例えばいろいろな情報がこの種の問題は流れるわけですね。そういう意味では、土別市にも雇用対策協議会というのがあるわけにありますし、そういう方々とのやっぱりきちとした話も、情報を共有するという意味は、私はやるべきだと思うんですけども、その辺のことと、それと、先ほど申し上げた雇用対策として、今どのように説明会等々を開きながら対応されているのか、その点は御説明いただきたいと思います。

副委員長（井上久嗣君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 雇用対策でございますけれども、今、現に働かれております100名を超える方については、非常に、今現在、操業されておりますので、日々忙しく過ごす中でも、不安な気持ちでおられると思います。

それで、ただいま私のほうで準備を進めておりますのは、まず12月の早い段階にそれぞれの方についてどういう希望をお持ちなのかという意向調査をまずしたいということを考えております。その中身につきましては、まずどういったところにこの後就業したいのかという、事務系か、技術系か、販売系か、あるいはパートタイムなのか、フルタイムなのかということの基本的なことと、今の状況の中でどういったことをお考えなのかということも含めてお聞きをして、それに基づきまして、1月には、実際、今、委員言われたとおり、職をなくすという状況がありますので、そのときに雇用の手続、あるいは年金の手続、あるいは保険の手続とかいった一般的な手続ありますので、そういったことはどういった手順に進めていけばいいのかといったこととあわせて、今後の就業活動について、どうあるべきかといったようなことをやっていきたいというふうに思います。

それで、ただいまの産学官において情報を共有しながら進めていくべきということでもありますけれども、まず、そういったただいまの意向調査の中で、今後、私ども関係機関としてどういう対応が必要かということを考えていかなければならないわけでもありますけれども、その中で、関係機関の連携についても考えていきたいと、かように考えております。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 11月7日に市長がこの問題が起きてから即対応をとるために東京本社を訪問をして、今日までの土別市との連携強化をしてきた問題だとか、問答無用でこういう話が一

気に起きたということに対する憤りも含めた市長の考え方とか、そういうことも本社でお話をされてきたということについて伺いをしているところでもあります。

それで、いずれにしても、あの工場は閉鎖をするということでもありますから、今言った雇用の問題はもちろんでありますけれども、あの施設、設備が給排水を含めてどういう状況になっているのか、どういう規模で使えるのか、あるいは市長が言われている工業の事業者の継承できる方々が、マルハニチロホールディングスを含めて、どういう対応をとっていただけるのか、あるいは、場合によっては、あの施設が可能だというならば、土別市が寄贈を受ける、あるいは低廉な価格で買い取って、次の展望へ開けられるようなことも考えられるのか、そういったことも含めて、市長は11月7日に本社を訪問して、土別市長としての考え方も訴えてきたようでもありますから、その辺の内容について、この際市民に明らかにしていただきたい、こう思います。

副委員長（井上久嗣君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 今、牧野委員からお話がありましたように、対応については、まさにそういった内容で、手抜かりのないようにしっかりと、本社には私はもうこれで2回もお邪魔をしておりますし、一番最初に行きましたときには、9月19日に参りました。このときにも、マルハニチロの本社の、このときは久代さんですね。久代専務というのは、ニチロの中では三本指に位置する方ですので、これはなかなか尋常ではお会いできない方ですけども、たまたま本社を訪れるということで、私のよく知っている知人の方が、ぜひそれではこういう人に合わせて手配をしたいということで、ぜひその専務をですね、久代という方なんですけど、お会いしたいということで、いろいろなお話をさせていただきました。

そのときは、私としまして、そんな事の荒立つようなことではなくて、初めてだったもんですし、雇用のことだとか、あるいは経済のことを踏まえた事業の継続を何としてもお願いしたいと、前向きな検討をぜひしてもらいたいということと、それからマルハに市長はそういったことを強くお願いをしてきたんですけども、ただ、そのときにはそんなに悪い印象等は実はなかったんですけど、その後、10月31日に、今御案内のとおり、デイジーの社長、専務が市のほうに富良野から来られて、土別の工場については、1月をもって生産を停止しなければならぬ。あるいは、3月をもって工場は閉鎖したい。それから、従業員、パートについては、これは解雇となるということ、唐突にそんな話が出されたもんですから、私としては、本社を訪れたときの空気とはかなり違うのではないだろうか。その後、どういうふうなことに変わったんだろうかという点では、やはり親会社たる本社の中でいろいろな検討がされた結果、出されたものであるということを知りました。

その後、11月7日、今お話がありましたように、また本社に私はお邪魔をしたんですけども、このときにお会いをした人が、今度は、マルハニチロホールディングスというのと2つ別会社、食品部があるんですね。坂井道郎さんという方がマルハニチロ食品のこの人は社長でした。その方と神田さんという統合整理をしている本部長をやっている方とお会いをしていた

だいて、また専務もまた同席されましたけれども、その中で、なぜこういったような事態に今なっているのかということで、新しく水産の加工もいろいろあるんだけれども、これからの北海道の将来を展望したときに、どうしてもやっぱり地場の農産物を中心にした前向きな取り組みを、北海道の我々の取り組みが変わってくる大きな前段にあることをまず理解してもらいたい。それはいいんですけども、そのために土別はこんなに大きな犠牲をしょわなければならん。しかも、長い歴史の中で、今、経済部長から答弁してきましたように、我々も小さいときからホワイトアスパラをつくるために一生懸命かごを持って採取をしたり、大変なことをやってきたんだと。そういった長い歴史というものが一瞬にして最近、予期もしていないような状況に、非常にこの方向に行ったことはまず残念だと。

いろいろ説明が延々と続くもんですから、私は実はもうよろしいでしょうか、これでということで、こういう話を聞きに来たわけでは決してありません。これから申し上げる話に率直に答えてもらいたいということで、何点か挙げて申し上げました。

それは、やはり今申し上げましたように、本市と深いかわりのある中で推移をしてきましたこのデイジー食品が、今回このような形で閉鎖になるということについては、大きな戸惑いを感じておりますし、関係者にとってはかなりやっぱり憤りそのものを感じる率直な気持ちは伝えたいと、まずこれは1点言いました。

それから、もう一点としては、再編の対応としては、市とデイジーが協調して対応すべきと我々は今まで、前回来た経緯からすると考えていたと。なぜなんだろうかと、こういうことも聞きました。

それから、もう一つは、従業員や跡地の利用の課題など山積をしておりますけれども、御社としては、今後これらについてはどういう対応をしようかということをお考えでしょうか。なぜ私はそのことを聞くかといいますと、新聞の最後の後段のくだりに、今後のことについては十分また検討していきたいと。従業員のことですね。だから、御社としては、親会社として、そういった新聞のデイジーが言っていることについて、何か特別な考えがあたりだったら、この機会に聞かせていただいて、私は地元で安心を持って帰りたい、こういうことを申し上げたんです。

それから、市としては、雇用の問題や跡地の利用について、次の事業者を探す努力もこれはもちろん必要だと思っていますし、それには御社の考え方がきちっと我々に打ち出されて、伝わってこなかったら、なかなかそれはできないと。そういうことも申し上げまして、それから特に跡地の会社の意向を聞いたついでに、あの建物は、黙って置いていたら大変な厄介者をただそこに捨てていったと同じことだと。しかし、使い方によっては、これは大変な地域の産業の振興に役立つ大事なものであるということを考えれば、私たちに長いおつき合いの中からその種のものについて何とか思い切って活用させてもらえる道は開けないだろうか。例えばということで、例えばですよということでしたんで、かつて西條の問題もありました例を引いてですね。

それから、もしいただけるもんだったら、我々もよく計算をしなければならんけれども、そういう中から、ある事業者がぜひそこでそれだけの従業員を使ってでも、使ってやりたいという方がいるために我々も努力せんきゃならんので、そういうときのこのために、ひとつ考えてみていただけないか。でなければ、ただ皆さんは税金をずっと納め続けていくことになりますと。業務を中断したから、税金があそこで免除してくださいという理由にもならないし、ただ営々としてどんどんと減価償却も起きてくる、老朽化してくる、最後はもう活用のしようがないとなったときに、あれを壊すことを考えたら、我々に気持ちよく何かを今やっていただく考えを欲しいと、こう言ったところ、しばらく時間を置いて、社長のほうから、いろいろと聞かせてもらったと。この点については、すぐここで即答はできないんで、また重役なりスタッフでよく相談をして、答えを出したいと。

今、そういう状況になっているもんですから、またいろいろな関心を持っている方もないわけでありませんで、その問題を早く答えをもらって、そして次なるステップに入っていきたいということのために、マル八にはぜひそんな理解をしてもらおうように最善を尽くしたいというのが今の私どもの考えている状況でございます。

いい方向にぜひ持っていければと思っていますので、そうなった方向が見えたときには、各界挙げてまた知恵を絞り合って、産業の振興に大きく寄与するようなことを考えていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

副委員長（井上久嗣君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 終わらせていただきます。

副委員長（井上久嗣君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時57分閉議）